

第42回 阿蘇草原再生協議会

日時：令和8年3月10日（火）

13：30～16：30

場所：国立阿蘇青少年交流の家
及びリモート

次 第

○開会あいさつ

<第1部 通常議事> (13：30～14：15)

- (1) 新規加入構成員等について
- (2) 阿蘇草原再生募金の活動報告
- (3) 「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」について
- (4) その他

～休憩～ (15分)

<第2部 座談会> (14：30～16：30)

テーマⅠ：放牧・採草利用の推進に向けて

テーマⅡ：機能停止/管理者不在牧野の対応と野焼き再開に向けて

○全体総括、閉会あいさつ



第 42 回 阿蘇草原再生協議会

会議資料一覧

- 議事(1) 資料 1 - 1 新規加入構成員案および退会構成員
- 議事(1) 資料 1 - 2 令和 7・8 年度協議会幹事について
- 議事(2) 資料 2 阿蘇草原再生募金について
- 議事(3) 資料 3 「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」関係
- 議事(4) 資料 4 - 1 林野火災注意報/警報の対応について
- 議事(4) 資料 4 - 2 第 2 部座談会の進め方について

参考資料 1 第 41 回阿蘇草原再生協議会 議事概要

参考資料 2 第 42 回阿蘇草原再生協議会 出席者名簿

協議会新規加入構成員案

■新規加入希望者

第 41 回協議会（2025 年 8 月）以降、2 団体から加入の申し込みがあった。設置要綱 6 条に基づき、新規加入構成員案として提案する。

	分類	地域	団体名	代表者名
団体	団体・法人	熊本市	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所	和田賢哉 (事務所長)
	加入理由			
	草原が失われると雨水の浸透機能の低下や土壌侵食等により水害や土砂災害リスクが高まる可能性が高くなると考えられる。草原保全の必要性について下流の方々にも知ってもらい、流域治水の取り組みとして草原の保全活動等に関心を持ち、行動してもらえるように、広報活動等に連携して取り組みたい。			

	分類	地域	団体名	代表者名
団体	団体・法人	福岡県	九産大野生動植物研究会 (九州産業大学)	古野正章 (副会長)
	加入理由			
	<p>九産大野生動植物研究会は、日本緑化工学会、地域住民と協働で、草原環境の保全を目的とした地域性種苗を用いた緑化の普及に向けて様々な活動を行ってきました。現在では、阿蘇地域の様々な現場で地域性種苗を用いた緑化が行われるようになってだけでなく、地域住民と種苗会社が直接種子のやり取りを行うようになり、地域経済の循環にも繋がっています。しかし、種苗の確保を行う牧野は一部に限られ、持続的な確保体制の構築が課題となっています。今後は、前述のような課題の解決に向けた活動にもチャレンジしていこうと考えています。</p> <p>阿蘇の草原を守ること、再生させることは、結果的に他の生物の保全にもつながる、非常に重要なことです。草原の重要性をもっと広く、そして若い世代にも伝えていくことが我々の使命だと考えています。</p>			

■退会構成員

旅草牧野組合（山都町）（高齢化に伴う組合の解散のため）

(参考) 協議会構成員数

分類	構成員数
現在（令和 8 年 2 月 16 日時点）	275（団体法人 197、個人 78）
第 42 回協議会（令和 8 年 3 月 10 日）	277（団体法人 199、個人 78）※

※加入承認された場合

令和7～8年度協議会幹事の選任について

令和7～8年度の協議会幹事については昨年3月の第40回協議会で承認を受けていたが、今回、高森町の小倉原牧野から幹事の辞任意向を受けた。そのため、その後任幹事として、小倉原牧野からご推薦を受けた蔵地牧野組合（高森町）を提案する。

■令和7～8年度 協議会幹事（案）

	分類	団体、法人名/個人名	備考
1	区・牧野組合等	阿蘇市 町古閑牧野組合	継続
2	区・牧野組合等	阿蘇市 農事組合法人黒川牧野組合	継続
3	区・牧野組合等	阿蘇市 農事組合法人湯浦牧場	継続
4	区・牧野組合等	南小国町 山鳥川牧野組合	継続
5	区・牧野組合等	産山村 竹の畑牧野組合	継続
6	区・牧野組合等	南阿蘇村 下磧牧野組合	継続
7	区・牧野組合等	高森町 蔵地牧野組合	新任
8	区・牧野組合等	西原村 小森原野組合	継続
9	地元農林畜産家	中村和章	継続
10	地元NPO/NGO等	公益財団法人阿蘇グリーンストック	継続
11	地元NPO/NGO等	公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター	継続
12	地元NPO/NGO等	NPO法人九州バイオマスフォーラム	継続
13	地元NPO/NGO等	公益財団法人阿蘇火山博物館久木文化財団	継続
14	地元関係者	坂梨仁彦	継続
15	地元NPO/NGO等	野焼き支援ボランティアの会	継続
16	学識・研究者	岡本智伸（東海大学）	継続
17	学識・研究者	高橋佳孝	継続
18	学識・研究者	高橋博人（一般社団法人日本草地畜産種子協会）	新任
19	学識・研究者	竹内亮（福岡女子大学）	新任
20	関係機関	阿蘇地域世界農業遺産推進協会	継続
21	関係機関	熊本県阿蘇家畜保健衛生所	継続
22	行政	環境省九州地方環境事務所 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所	継続
23	行政	農林水産省九州農政局農村振興部農村環境課	継続
24	行政	熊本県企画振興部 阿蘇草原再生・世界遺産推進課	継続
25	行政	阿蘇市経済部農政課	継続
26	行政	小国町産業課	継続
27	行政	南小国町農林課	継続
28	行政	産山村経済建設課	継続
29	行政	高森町農林政策課	継続
30	行政	南阿蘇村農政課	継続
31	行政	西原村産業課	継続
32	行政	山都町蘇陽支所	継続
	事務局	阿蘇草原再生協議会事務局	

阿蘇草原再生募金について

一、第 16 弾助成支援事業の申請受け付け状況と査定について

(1) 繁殖あか牛導入助成事業（予算総額 640 万円）※拡張しました

助成対象	予算額	募集期間	決定時期
あか牛の飼育に意欲のある協議会構成員により、令和 8 年度中に導入される繁殖あか牛。自家保留も OK。 ※1 農家 10 頭までとします	総額（上限）640 万円 ※導入牛 1 頭につき 8 万円	令和 7 年 12 月～ 令和 8 年 3 月 31 日	令和 8 年度最初の幹事会で決定

- ・まだ申請が少なく、2/17 現在で 12 名（22 頭）の申請となっています。
- ・3/31 まで受け付けておりますので、出来るだけ周知にご協力ください。

(2) その他の助成事業（総額 100 万円予算）

助成の区分		予算額	募集期間	決定時期
1	草原維持管理の継続	総額予算 100 万円 ※1 事業あたりの 上限額は 30 万円	令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月 2 日 当日消印有効	令和 8 年 2 月の幹事会 で決定
2	様々な動植物が生息・生育する草原環境の再生			
3	草原環境学習の推進/担い手づくり			
4	その他			

第 16 弾 その他の助成事業の選考（査定）にあたって（別添 1）

今回、第 16 弾の募集では、8 件の事業（総額 1,931,500 円）の応募がありました。2/10 に募金委員会を開催し審議を行い、2/16 の第 102 回幹事会で下記の助成額を承認いただきました。

予算は 100 万円としていましたが、今回申請が多かったことと寄付金の増額が見込めるため、予算を超えた助成額となっています。

No.	申請者	助成枠	新規/継続	申請事業名	助成決定額
1	農事組合法人草原再生オペレーター組合	1	再	未利用草地の採草による草原再生事業	210,000
2	国立阿蘇青少年交流の家	3	継続	阿蘇の草原キッズになろう	120,000
3	狩尾南山原野管理委員会	1	新規	草原維持管理の継続	270,000
4	NPO法人ASO田園空間博物館	4	新規	牧野を活用した牧野ガイドの育成と情報発信	240,000
5	横川 洋	4	新規	阿蘇文化的景観論の先達として大滝典雄氏の論文集の編集・解題作業を行う	92,000
6	藤井紀行（熊本大学准教授）	2	新規	スギ伐採後の草原再生における外来種侵入要因の解明 —阿蘇草原の土壌環境に着目して—	240,000
7	中村 華子	2	新規	阿蘇の草原構成種を地域性種苗として活用した持続可能な草原環境 保全および地域経済活性化に向けた取り組み	162,000
8	車帰原野管理組合	1	継続	牧道・防火帯整備事業	240,000
	合計				1,574,000

(3) 阿蘇草原再生募金委員会でのご意見および高橋会長からのコメント

- ① 各申請からの課題やビジョンをもっと出してほしい。募金者に分かりやすいのが一番だ。
- ② 牧野組合のからの申請について、防火帯の整備が一番大変なのは分かるが、他の牧野からは何故申請が来ないのか。特定の牧野ばかりに偏ってしまうのは問題。
- ③ 牧野でルールを決めておき、申請しやすくしては。(面積に応じた金額を決めておくなど)
- ④ 継続申請のあり方を考える必要がある。(3年までで1回あけるなど)
- ⑤ 費用のかけ方を工夫していただきたい。(交通費や宿泊費中心の申請も多いが、保険代や印刷費などのほうが助成しやすい)
- ⑥ 「貢献度合」の数値化などが必要ではないか。査定のやり方も工夫していく。(点数化など)
- ⑦ 大学・機関の研究の場合、なぜ大学の研究費を使わないのか理由の記入をしてもらう。

【高橋会長コメント】

- ・草原保全の「現場+教育+研究+発信」の4系統がバランス良く支援されていると思います。
- ・ただし、限られた募金原資を最大限活かすには、現場実装・地域連携度・継続性を軸に重点配分。研究・啓発系は「成果の地域化・実装化」を条件づける方向が望ましい。
- ・1は、現地実践型：優先度は高いが、重機利用や作業費に集中。地域負担・行政支援とのすみ分け整理が必要。
- ・2は、環境学習型：新たな展開（若年層との連携等）が見えにくい。小規模でも刷新策の提示が望ましい。
- ・4は、人材育成型：ガイド層の拡大・資格制度化などの中長期ビジョンが欲しい。
- ・5~7は、研究型：研究成果の価値は高いが、現場・地域へのフィードバック方法が鍵。

二、阿蘇草原再生募金のようす（報告）

(1) 募金設立からこれまでの募金収入(2026年1月31日現在)

期	期間	金額	備考
第1期	2010年11月～2013年3月	70,123,673円	
第2期	2013年4月～2016年3月	32,598,128円	
第3期	2016年4月～2019年3月	41,645,961円	※ヒゴタイ基金2270万含む
第4期	2019年4月～2022年3月	14,178,525円	※ヒゴタイ基金103万含む
第5期	2022年4月～2025年3月	15,253,639円	
第6期	2025年4月～2026年1月	2,242,338円	
計		176,042,264円	

(2) 2025年度の募金収入状況(2025年4月1日～2026年1月31日)

内容	金額	備考
個人ほか	124,000円	延べ10件
企業・団体 大口寄付 (10万円以上) 計1,350,000円	1,000,000円	コカ・コーラボトラーズジャパン
	150,000円	NOK(株)熊本事業場
	200,000円	(株)Local Gain
その他企業・団体	19,000円	3件
募金箱	166,603円	10件(募金箱回収)
イベント	53,112円	環境省九州事務所イベント
ネット募金	48,960円	Yahoo ネット募金
自動販売機収入	480,663円	阿蘇郡市内、大津町で10台
合計	2,242,338円	

募金箱回収募金箱10件 166,603円 (※うち、なかむら牧場さんが59,758円)

(3) 今後について

- ・伊藤園より25万円の寄付金が決定。3/25に贈呈式の予定。
- ・イオン九州(WAONカード)は3月～4月頃に金額が確定(例年140～150万円程度)
- ・草原再生のクオカードが現在の在庫をもって販売終了となります。(在庫 1,157枚)
- ・大口寄付の予定について
金額についてまだ決定していませんが、大口寄付の話が来ています。次回の協議会では正式にお知らせできると思います。

■募金による第16弾(2026年度)その他の助成事業一覧

No.	申請者	助成 枠	新規/ 継続	申請事業名	主旨・目的	実施内容	成果の見込み	総事業費	申請金額	助成決定額	査定根拠/事務局意見
1	農事組合法人草原再生オペレーター組合	1	再	未利用草地の採草による草原再生事業	阿蘇の草原の保全と野焼きの危険性軽減を目指す。 ・地域資源を有効利用して阿蘇の地域経済を活性化と農業支援と後継者の確保を図る。	①利用されなくなった草地の情報や牧野組合からの要望により、採草作業を行う草地について現地確認を行いながら場所を選定する。 ②傾斜地に強い大型のトラクターを使って、草原再生オペレーター組合の組合員が採草作業を行う。刈り取った野草は、ローラーベラーでロールにして倉庫に保管する。 ③採草したロールは、刈り取った時期や状態に応じて飼料用や堆肥・マルチ用として阿蘇地域内外に販売し、活動資金とする。また、販路拡大や新規顧客獲得のため、チラシ・DMやWEBなどを使ったキャンペーンを実施する。 ④事業の継続的な実施および作業の効率化・安全性向上を目的として、採草作業に必要な機器の導入または更新を行い、採草体制を強化する。	・新規の未利用草地を10ha以上確保する。 ・年間420t(約170ha)の採草を目的とする。	900,000	300,000	210,000	・事業による売り上げがある ・阿蘇市等行政支援もある ・募金の予算調整により3割減
2	国立阿蘇青少年交流の家	3	継続	阿蘇の草原キッズになろう	環境学習や体験活動を通して、阿蘇の草原について知り、草原環境の維持・再生に関わる取組について学ぶ機会を提供する。	・施設利用者に対するオリエンテーションの実施。(草原環境、野焼き、放牧について) ・施設利用者に対する草原を活用した活動プログラムの積極的な推進。 ・阿蘇都市の青少年を対象とした草原環境学習の企画、運営、野焼き体験などの実施。	・阿蘇都市の小学生への広報、普及活動 ・年間を通して草原での活動実施人数4,000名程度 ・草原学習参加者 延べ100名程度	150,000	150,000	120,000	・11年目の継続申請であり新たな展開がみえにくい ・キッズの活動というよりも施設の野焼き用の備品助成である ・募金の予算調整により2割減
3	狩尾南山原野管理委員会	1	新規	草原維持管理の継続	野焼きを安全に実施するために、自然災害により破壊された防火帯の重機での整地事業を行う	自然災害により破壊された防火帯(400m)を重機による整地作業を行う。 土木会社は見積りが高いため、牧野の会員の若手に予算の範囲内でお願いする予定。	400メートルの防火帯の整備が完成すれば、野焼きなど安心して消火活動が出来る。	434,000	300,000	270,000	・初めての申請 ・牧野組合への支援は出来るだけ応えたいが、募金の予算調整により1割減
4	NPO法人ASO田園空間博物館	4	新規	牧野を活用した牧野ガイドの育成と情報発信	・牧野を活用した牧野ガイドの育成と情報発信は、阿蘇地域の貴重な牧野を持続可能な形で保全し、その多面的な価値を地域内外に伝え、地域活性化に繋げることを目的としている。現在登録しているガイドを専門家のスキルアップ講座で質の高いガイドの育成を実施する。	・現在登録しているのガイド(20名)を専門家のスキルアップ講座で質の高いガイドの育成を実施する。 ・また海外や日本に発信する記者や旅行関係者を招き、ファムツアーを実施する。参加者は牧野ライドやトレッキングを通じて、牧野の魅力や文化、野焼きの重要性を参加者の視点で発信してもらう。 ・牧野ガイドは多様な参加者とのコミュニケーションを通じて、説明力や案内技術の向上、牧野という特殊な環境での安全管理や危険予知能力を学ぶ。	・牧野ガイドスキルアップ講座に10名以上のガイドに参加してもらおう。 ・ファムツアーでは紙媒体の記事とインターネット発信を行う。またインバウンド向けの情報発信を行い、海外のお客様の参加者数を30名以上目指す。	447,000	300,000	240,000	・ガイド層の拡大や資格制度化などの中期的ビジョンが欲しい ・講師宿泊費などより、牧野整備等のほうが支援しやすい ・募金の予算調整により2割減
5	横川 洋	4	新規	阿蘇文化的景観論の先達として大滝典雄氏の論文集の編集・解題作業を行う	・大滝典雄氏を人々の生活・生業と自然環境との共同作品でありIdentityである阿蘇文化的景観論の先達として見直す。 ・本研究の成果が論文集として刊行できれば、世界遺産(文化的景観)のイコモス学術調査に阿蘇草原景観に関する先駆的で基礎的学術情報を提供できる。 ・大滝氏の薫陶を受けた畜産農家、後継者農家、草原経営技術者などに、勇気を与えることができる。	1. 阿曾草原のあか牛経営に関する雑誌論文と盆花など草原野草に関する雑誌論文を収集 2. 主著である『草原と人々の営み―自然とのバランスを求めて』(一の宮町史、1997年)と比較し、主な主張点、論点の発展や変化を文化的景観論の視点から読解整理する。 3. 年代順とテーマ順に組み合わせる年表を作り、編集を行う。 4. 並行して、阿蘇学会誌第4号(ないし5号)に投稿する論文を執筆する。	調査、研究が実現すれば、論文集の編集と解題、また阿蘇学会誌第4号(ないし5号)への論文執筆は確実に実現する。	205,860	101,500	92,000	・大滝先生の資料はご遺族から阿蘇グリーンストックへ寄贈いただいているので、ぜひ活用してほしい。 ・募金の予算調整により1割程度減
6	熊本大学大学院先端科学研究部藤井紀行(熊本大学准教授)	2	新規	スギ伐採後の草原再生における外来種侵入要因の解明―阿蘇草原の土壌環境に着目して―	土壌と植生の関係を比較調査し、外来種が優占する阿蘇草原において、現場管理に活用可能な効果的再生手法を検討する。	認定NPO法人阿蘇花野協会が管理する草原を対象として、外来種が優占する再生途上の草原と、外来種の侵入が抑えられている「採草地」を比較対象とし、土壌特性および植生構造を詳細に調査することで、外来種侵入および在来草原植生の回復に関与する要因を明らかにすることを目的とする。本研究によって得られる知見を、阿蘇花野協会および現地の草原管理者と共有することにより、外来種の侵入抑制と在来草原植生の回復を両立させた、より効果的かつ実践的な草原再生手法の検討に資することを最終的な目的とし、阿蘇地域における草原再生の持続的な推進に貢献する。	得られた知見から、外来種侵入の抑制や在来草原植生の維持・回復に適した土壌条件を明らかにし、阿蘇草原における効果的な草原再生方策の検討に資する成果が期待される。これらの成果は、阿蘇花野協会による今後の管理方針の検討や再生優先地の選定における基礎資料として活用されるとともに、将来的な草原管理および再生事業の計画立案においても有用な知見を提供するものと考えられる。	300,000	300,000	240,000	・良い研究であるが、自己資金の投入もお願いする。 ・募金の予算調整により2割減
7	中村 華子	2	新規	阿蘇の草原構成種を地域性種苗として活用した持続可能な草原環境保全および地域経済活性化に向けた取り組み	草原環境に配慮した緑化に使用する地域性種苗の持続的な確保に向け、牧野組合へ聞き取り調査を行う。調査を契機に情報提供および交流事業を行い、野草資源の新たな活用活性化に結びつける。	阿蘇地域では草原環境の保全を目的として地域性種苗を用いた緑化が進められているが、種苗確保を行う牧野は一部に限られ、持続的な確保体制の構築が課題となっている。本調査では新たな牧野での地域性種苗の確保の可能性を明らかにするため、阿蘇地域の牧野組合を対象にアンケート調査を実施する。さらに、本調査は阿蘇の草原環境保全に意欲を有する緑化技術者の育成も目的の一つとしており、学生が調査に参加することで、地域の草原管理の実態や地域性種苗の重要性を実践的に学ぶ機会を創出する。調査を行いながら牧野ごとの事情や二把握を行い、今後の活用方向性、有効な取り組み方法の検討を進めていく。	本調査により、阿蘇地域における牧野組合の地域性種苗の採取に関する認識・課題が整理され、新たな地域性種苗の採取候補牧野の可能性が明らかになることが期待される。これにより、阿蘇地域における地域性種苗の持続的確保に向けた基礎的知見が蓄積され、今後の草原環境の保全に向けた緑化事業の計画立案に資する資料となる。また、学生が調査に参加することで、草原環境保全に関する実践的理解が深まり、地域に根ざした緑化技術者の育成にも寄与することが見込まれる。	255,200	180,000	162,000	・良い研究であるが、募金の予算調整により1割減
8	車帰原野管理組合	1	継続	牧道・防火帯整備事業	牧道・防火帯を整備する事により、組合員の高齢化や区内の過疎化による継続的維持管理の困難等を解消し維持管理の省略化を目的とする。	・鉄鋼スラグ等を施工し、人力での牧道・防火帯整備箇所を減らして、恒久的に維持管理しやすくしていく。 ・地元業者に依頼し、短期間での工事着工完了に務める。	少しでも危険リスクを軽減し、労力の軽減にもつなげる。	2,900,000	300,000	240,000	・牧野組合への支援は出来るだけ応えたいが、5年目の同内容での繰り返し申請であり厳しい評価となる ・募金の予算調整により2割減
	合計							5,592,060	1,931,500	1,574,000	

九州の水を育む阿蘇の守り手基金について

令和8年3月10日

熊本県

阿蘇草原再生・世界遺産推進課
環境立県推進課

九州の水を育む阿蘇の守り手基金

【阿蘇のグリーンインフラを維持保全するための新たな基金の設置】

・阿蘇地域の草原等が水源涵養に果たす役割に着目し、企業や自治体、住民等の流域の受益者が阿蘇の草原等を維持する活動を支援するため、(公財)阿蘇グリーンストックと県が連携し、新たに「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」を設置、令和7年8月1日から寄附(草原)の受入れを開始。

※R8年度以降は支援対象に水田・森林も拡充予定

阿蘇の地下水を保全するための新たな枠組み (R7年8月開始)

支援企業・自治体等 (想定)

- 6つの一級河川の流域にある企業
- SDGs登録事業者等
- 白川の恩恵を受ける自治体
- 阿蘇を応援したい個人 など

阿蘇を支援したい!



個人・企業

寄附することで…

草原等保全面積
や水源涵養量の
貢献度を証明

公益財団法人
への寄附による
税制優遇



<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/49/241676.html>

寄附金申出書の様式やお振込み先については熊本県ホームページで詳細を御確認ください。

寄附

九州の水を育む
阿蘇の守り手基金



寄附金は草原維持活動の費用に充当。



草原維持活動
(野焼き・輪地切り等)
の支援

(R8年度以降)
水田・森林の保全に拡充

寄附額に応じた
貢献度を証明。

水源涵養への貢献度

草原維持 = 地下水涵養

維持できる
草原等の面積

水源涵養量

数値化

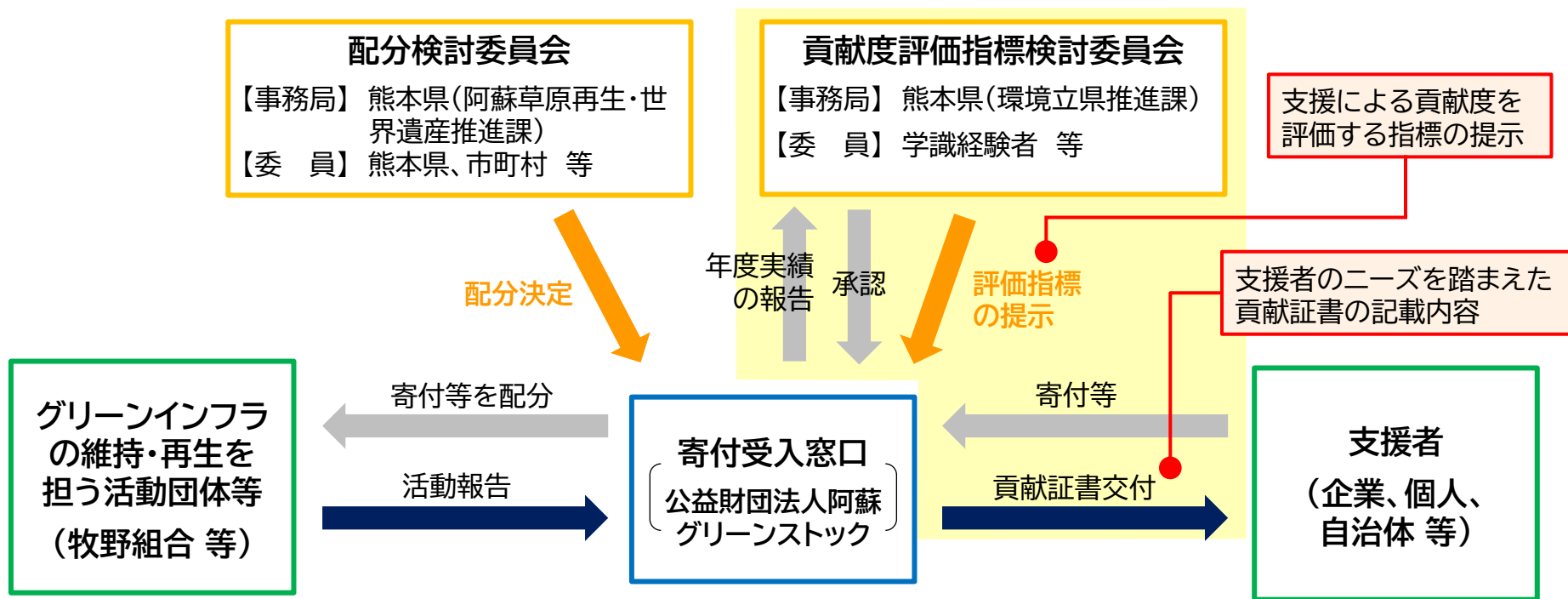
寄附による
貢献度を証明

貢献証書



貢献度評価指標検討委員会

- ・「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」では、「配分検討委員会」と「貢献度評価指標検討委員会」を設置し、支援による貢献度の評価・貢献証書の交付やグリーンインフラの維持・再生を担う活動団体等への配分額の決定を行う。
- ・「貢献度評価指標検討委員会」では、「支援による貢献度を評価する指標」や「貢献証書の記載内容」等についての検討を行う。



■貢献度評価指標検討委員会

<委員名簿>

氏名	所属・役職	座長
蔵治 光一郎	東京大学 大学院農学生命科学研究科 教授	
嶋田 純	熊本大学 名誉教授	○
高橋 佳孝	阿蘇草原再生協議会 会長	
細野 高啓	熊本大学 大学院先端科学研究部 教授	

<開催実績>

- 第1回 令和7年11月11日(火)
- 第2回 12月22日(月)
- 第3回 令和8年2月12日(木)

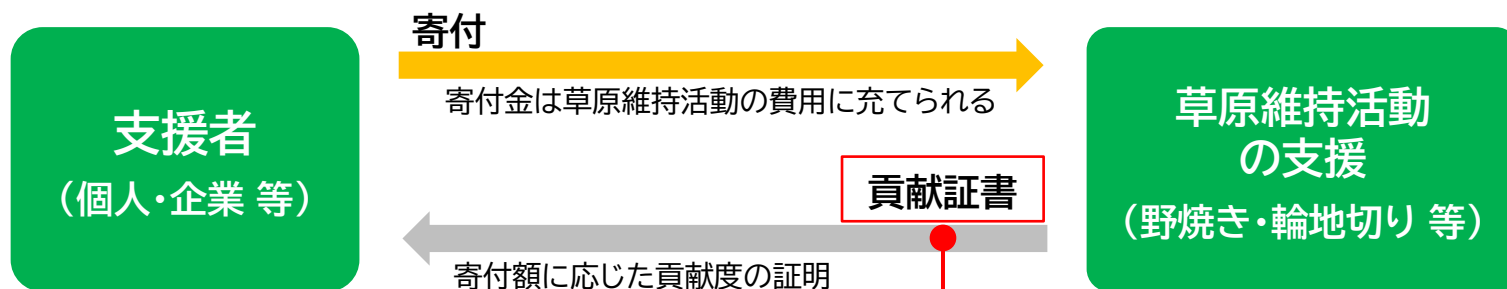
<令和7年度の検討内容>

- ・草原の水源涵養量の評価
- ・貢献証書の記載内容 など

貢献証書に記載する貢献度の考え方

- ・「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」では、個人・企業等からの寄附額に応じた貢献度を証明する証書(貢献証書)を発行する予定。
- ・貢献証書には、寄附による「貢献度」(寄附によって維持される草原面積及び水源涵養量)を証明した上で、草原の保全と地下水の関連性等についても記載する。
- ・また、水源涵養以外の要素に対する貢献についても言及する。

草原維持の貢献度のイメージ



【貢献証書に記載する貢献度】

熊本県阿蘇草原維持再生基礎調査のデータ等を基に、阿蘇草原の野焼き・輪地切り等の草原維持に係る**本来必要な年間コスト**を算定

阿蘇地域の水循環モデルを構築し、草原の**単位面積当たりの水源涵養量** (mm/年)を設定

寄付

寄付額に応じて維持される草原の面積を算定

寄付によって維持できる草原の面積

草原の面積に「**単位面積あたりの水源涵養量**」を乗じて算定

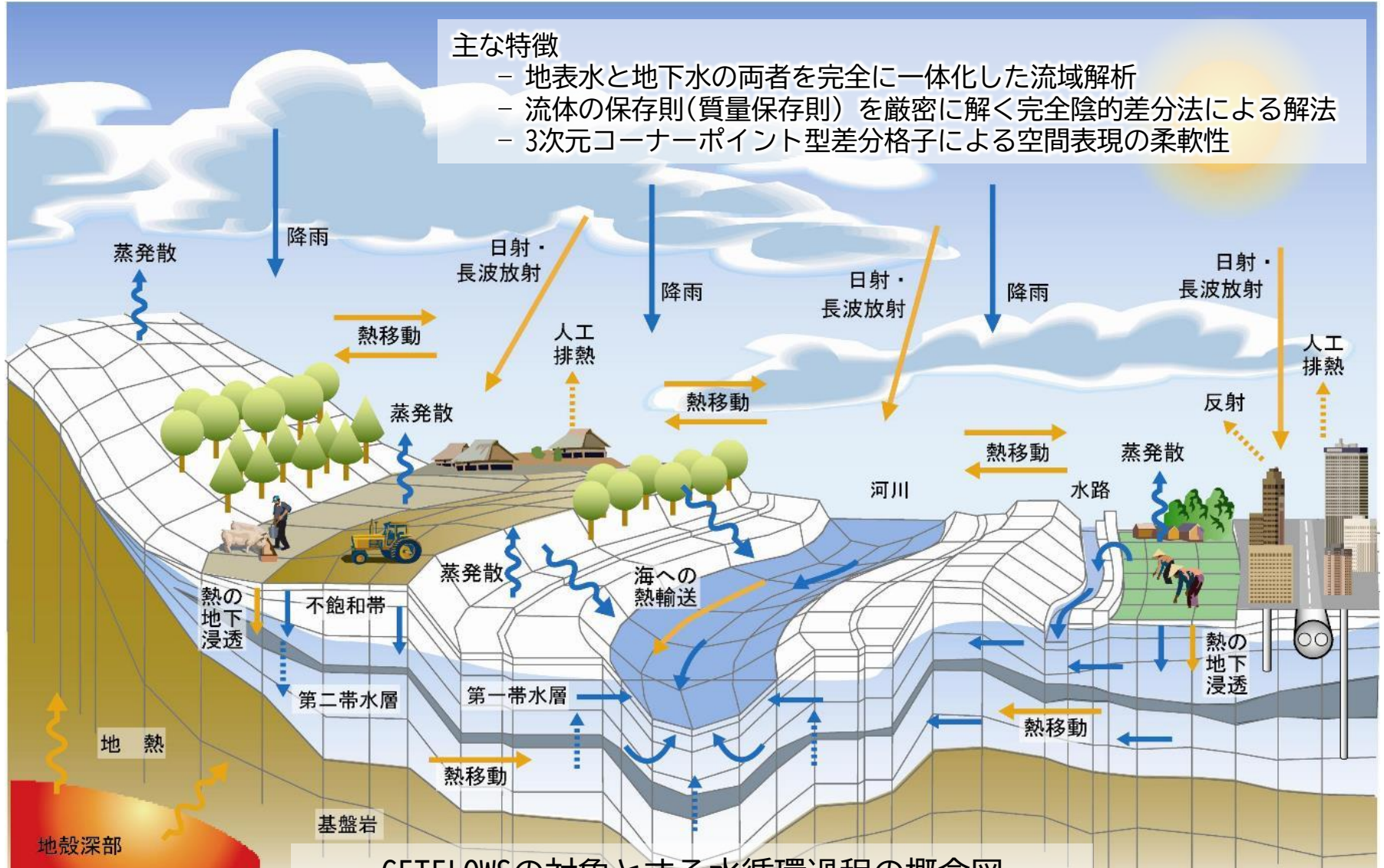
維持できる草原による水源涵養量

水循環モデルによる検証

・流域水循環シミュレーションモデル（GETFLOWS）を活用し、既往のモデルや最新の地盤情報等を基に、阿蘇地域の水循環の状況を再現したモデルを構築する。

主な特徴

- 地表水と地下水の両者を完全に一体化した流域解析
- 流体の保存則（質量保存則）を厳密に解く完全陰的差分法による解法
- 3次元コーナーポイント型差分格子による空間表現の柔軟性



GETFLOWSの対象とする水循環過程の概念図

寄附の拡充に向けた基金のPR

・令和7年8月1日から寄附の受付を開始し、イベントでの周知活動やメディア・SNSを通じた情報発信、企業への個別訪問等を通して、県内外の企業や個人に対して周知活動を行っている。

東京・関西・福岡の熊本県人会総会において
ステージ発表やブース設営を通して基金をPR



県政広報番組やYouTube、TikTok等の
動画共有サービスでの配信



○令和7年11月7日(金) 放送の『GO!くまモン☆ナビ』にて「豊かな地下水を育む阿蘇の草原を守る取組み」を紹介予定。

○インフルエンサーを活用し、YouTube、TikTok等により基金への寄附を幅広く呼び掛け。

2025年日本国際博覧会(通称「大阪・関西万博」)Expo2025Osaka,Kansai,Japan EXPOでの発信

○令和7年9月に、九州各県合同イベント「Tresure Island KYUSHU 九州の宝を世界へ」において、基金のチラシを用いて来場客へ説明するなど地下水保全の取組をPR。



企業訪問や県人会会報誌、雑誌への記事投稿、
イベントでのチラシ配布を実施。

○企業を訪問し、基金の説明を実施。
○県内外のイベントでチラシを配布し、幅広く周知活動を実施している。



「林野火災注意報/警報」とは

- ▶ 令和7年の大船渡市などでの大規模林野火災を踏まえて、消防庁が林野火災注意報/警報を創設し、全国の市町村に的確な発令などの運用を呼び掛け。
- ▶ 林野火災注意報/警報は、**消防法に基づく市町村の火災予防条例**で規定され、市町村長が林野火災の危険性に応じて発令するもので、令和8年1月から全国の多くの市町村で運用が開始。

	一般的な発令基準	一般的な制限事項
林野火災注意報	<p>1月から5月の期間において、次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。</p> <p>① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表</p> <p>※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない</p>	<p>下記の制限について、注意報の場合は努力義務、警報の場合は義務（罰則あり）。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 山林、原野等において火入れをしないこと。2. 煙火を消費しないこと。3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。5. 山林、原野等の場所で喫煙をしないこと。6. 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
林野火災警報	<p>林野火災注意報の発令基準に加え、「強風注意報」が発表された場合に発令</p>	

【参考】阿蘇草原の野焼きに関する現在の法的対応

- ▶ 各市町村が、**森林法に基づく火入れ条例**に基づいて、「火入れ（＝野焼き）」の実施に向けた申請プロセスや火入れの中止基準などを規定している。
- ▶ 火入れの中止基準としては、「強風注意報」と「火災警報」の2種が発令された時、と定めることが一般的。

「林野火災注意報/警報」の対応について

【参考】昨シーズンにおける諸注意報/警報の発令状況
(阿蘇市基準)

凡例

乾燥注意報

乾燥警報

強風注意報

青字：阿蘇乙姫における合計降水量



強風注意報の発令による、森林法の火入れ条例に基づく火入れの実施不可日



林野火災注意報の発令基準を満たす日

2025年3月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
					4.5mm	25.0mm
3	4	5	6	7	8	9
	40.0mm	20.0mm	0.5mm	0.0mm	0.0mm	0.0mm
10	11	12	13	14	15	16
	1.5mm	6.0mm	0.0mm	0.0mm	24.0mm	13.0mm
17	18	19	20	21	22	23
	0.0mm	8.5mm	1.0mm	0.0mm	0.0mm	0.0mm
24	25	26	27	28	29	30
	5.5mm	0.0mm	57.0mm	2.0mm	0.5mm	0.0mm
31						
	0.0mm					

2025年2月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
					23.5mm	0.5mm
3	4	5	6	7	8	9
	0.0mm	0.5mm	0.0mm	1.0mm	0.0mm	0.0mm
10	11	12	13	14	15	16
	0.0mm	0.0mm	19.5mm	0.0mm	1.5mm	5.5mm
17	18	19	20	21	22	23
	0.0mm	0.0mm	0.0mm	0.0mm	0.0mm	0.0mm
24	25	26	27	28		
	0.0mm	0.0mm	0.0mm	5.0mm		

2025年4月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
	6.0mm	1.0mm	0.0mm	0.0mm	4.5mm	1.0mm
7	8	9	10	11	12	13
	0.0mm	0.0mm	22.5mm	0.0mm	8.5mm	17.5mm
14	15	16	17	18	19	20
	14.0mm	6.0mm	0.0mm	9.0mm	0.0mm	0.5mm
21	22	23	24	25	26	27
	0.5mm	11.5mm	3.5mm	0.0mm	0.0mm	0.0mm
28	29	30				
	5.5mm	0.0mm	0.0mm			

第 2 部座談会の進め方について

テーマ	内容
<p>テーマⅠ 放牧・採草利用の 推進に向けて</p> <p>会場：中研修室</p>	<p>【目的】</p> <p>将来に渡る牧野の維持管理・保全のためには、放牧や採草利用などの畜産業を営む新規参入者の確保が必要不可欠である。</p> <p>そこで、今年度にヒゴタイ基金を活用して実施した牧野組合へのヒアリング調査結果を踏まえ、新規参入を希望する者と、新規参入を受け入れる牧野のマッチングなどをどのように進めることができるか、議論する。</p> <p>【プログラム】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨説明 2 話題提供（高橋博人会長代理） 4 ディスカッション
<p>テーマⅡ 機能停止/管理者不在 牧野の対応と 野焼き再開に向けて</p> <p>会場：大研修室 及びリモート</p>	<p>【目的】</p> <p>第 3 期全体構想の 30 年後目標である「今（2021 年）と変わらない規模の草原を残す」を実現するためには、引き続き現役の牧野組合への支援を最大限継続する一方で、機能停止/管理者不在となってしまった牧野、あるいは今後機能停止してしまうことが危惧される牧野への対応策も必須となる。</p> <p>以上を踏まえ、機能停止/管理者不在牧野の現況を共有したうえで、取組主体と対応策について議論する。</p> <p>併せて、参考情報として、今年度に発足した南阿蘇村の「夜峰山・御竈門山野焼き再開実行委員会」の取組を共有して、野焼き再開に向けた議論の一助とする。</p> <p>【プログラム】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 趣旨説明 2 話題提供（草原再生事務局） 3 ディスカッション

第 41 回阿蘇草原再生協議会 議事概要

- ・日時：令和 7 年 8 月 27 日（水）13:30～16:30
- ・場所：国立阿蘇青少年交流の家 及びリモート
- ・出席者：95 名（来場者 80 名、リモート参加 12 名）
構成員 92 名（団体 75 名、個人 17 名）、オブザーバー 3 名

<議事内容>

1 開会あいさつ

- ・協議会は設立 20 周年を迎える。座談会が今回の主要なテーマであり、忌憚のない意見を願います。

2 第 1 部_通常議事

(1) 新規加入構成員について

- ・河津酒造の協議会への加入が承認。
→協議会構成員は 273 団体・個人に。

(2) 阿蘇草原再生募金の活動報告

- ・2024 年度の阿蘇草原再生募金収支について報告。
- ・(質問) あか牛導入助成金は農協や畜協の補助金と併用できるのか。
→(募金事務局からの回答) 併用は可能。

(3) 「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」について

<熊本県・GS からの説明要旨>

- ・阿蘇の草原を維持するための新たな基金が 8 月 1 日から寄付受付を開始。この基金は、草原の維持活動を水源涵養の受益者である企業や住民が支える仕組みで、令和 7 年度は 3000 万円を目標とし、年明けに配分開始を目指すスケジュールで検討を進めている。
- ・阿蘇グリーンストックは、事務局として寄付金を地元きちんと還元する役割を担っており、事務経費を徴収することは想定していない。

<意見交換>

- ・「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」が創設されたのは素晴らしいことだが、HP での募金場所が分かりにくく、PR も不足しているため、改善を求む。
→熊本県は、HP の見直しや企業への直接訪問を通じて、基金の PR 活動を強化していく予定。
- ・目標金額について、令和 7 年度の目標額は 3000 万円に設定されているが、募金活動は受け身ではなく県や関係者が積極的に企業へアプローチするべき。また、グリーンストックが事務経費を受け取らない方針とのことだが、野焼き支援ボランティアの運営費など必要な費用に基金の一部を充てることも検討して欲しい。
→野焼き支援ボランティアの運営費の一部は草原再生募金から賄われている。現在、多様な寄付金（草原再生募金、グリーンストックへの寄付など）があるため、それぞれの目的に応じ

て寄付先を分かりやすく整理する必要がある。

- ・この基金は県知事の主導で設立されたので、知事によるトップセールスも効果的ではないか。
 - ・牧野組合にとっては、資金の使い道を柔軟にしてできるだけ早く現場に届けて欲しい。特に、野焼きの継続に向けた迅速な支援が必要。また、年間を通じて行っている放牧も草原維持に寄与しているため、基金の使い道として、牛の飲み水用のポンプも認めて欲しい。それ以外にも重機での防火帯整備や後継者育成など多様で自由度の高い使い道を認めて欲しい。
- 議論も大事だが、現場からはまず活動のために早く資金を使わせて欲しいという切実な願いが出ている。そのため、配分方針は大きな枠組みに留め、牧野が自由に使えるようにすることが望まれる。

(4) その他

(後期アクションプランの目標数値について)

- ・目標指標案である「機能停止・消滅牧野組合数」について、次回（令和8年度）の県の基礎調査では、明確な定義を設定してから調査に臨むべき。
 - ・牧野消滅を防ぐには「人材不足」を補う方策が必要。野焼き支援ボランティアだけでは不可能であり、地元住民の関与が不可欠。人数の多い牧野と交流・協力体制をつくることで維持や復活も可能ではないか。
- 各牧野の事情に応じて、野焼き支援ボランティアや輪地切りの導入など複数の方法を組み合わせるべきと考える。

3 第2部_座談会

3-1 テーマI_草原管理の省力化に向けて（会場：第2会議室）

(1) 話題提供①_ラジコン草刈り機の普及に向けて（グリーンストック増井氏）

- ・ラジコン草刈り機は20年前から存在するが、阿蘇での導入・省力化の具体的議論は不十分。
- ・昨年度、3社（スパイダー・オーレック RCHR800・アペックス）の機種体験会を実施。
 - アペックス：小型で草原には力不足。
 - オーレック RCHR800：大型で草刈り性能良好だが、斜面对応に不安。
 - スパイダー：4輪自由走行+ウインチ機能で傾斜対応力が高い。
- ・参加者アンケートによると、操作性は「簡単」と感じた人が半数、「少し難しい」との意見もあり。省力化効果は一定の期待が持たれたが、導入意向は賛否半々。高い初期コストが懸念として挙げられるなか、レンタルや共同利用なら可能性があるとの意見も。
- ・草刈り作業の9割は傾斜10度以下で実施されており、必ずしも急斜面对応だけに頼らず、緩斜面を機械で一気に刈る方法も有効かもしれない。またラジコン草刈り機に限らず、農業用機械の共同利用なども省力化の選択肢。
- ・今年度、実際にどの機種をどう試すかを地域で検討・試験していきたい。

(2) 意見交換①

(レンタル・補助金の扱い)

- ・(スパイダーの場合) ラジコン草刈り機のレンタル料は1日3万4000円(メーカー提示額)。
→多面的機能交付金では刈払機や防火帯用機械に限定されており、ラジコン草刈り機は現状適用困難。国の補助制度は改訂が難しく、導入には工夫や別枠の資金源が必要。

→「九州の水を育む阿蘇の守り手基金」なら活用の余地があるかもしれない。

(機種ごとの課題と可能性)

- ・ウインチ付き機種は急傾斜にも対応できるが、高額でオペレーターも必要。
- ・スパイダー(チェコ製)は、性能は良いがメンテナンスや故障対応に懸念。
- ・オーレック(国産、福岡本社)は比較的導入・交渉しやすい。

(刈草の扱い・活用)

- ・ラジコン草刈り機は草を粉砕するため、そのままでは輪地焼きが難しい。検証が必要。
→粉砕した草資源がもったいない。刈草をロール化して飼料(TMR原料)や鶏糞と混ぜて堆肥化など、多目的利用の可能性はある。
→利活用が広がれば稼働日数が増え、コスト低減にも繋がるかもしれない。

(運用方法・体制)

- ・個別牧野での購入は現実的でなく、団体や地域単位での共同保有・オペレーター付き貸出が適している。
- ・防火帯以外にも希少種保全や道路際管理など、幅広い用途で活用可能。
- ・導入にはオペレーター育成と体制整備が不可欠。

(今後の方向性)

- ・今年度、希望があれば試験的導入を実施可能。
- ・導入・運用・活用方法について、地域でさらに議論を深めていく必要がある。

(3) 話題提供②_恒久防火帯整備や保安林解除の現状(環境省 岩崎国立公園管理官)

(環境省の牧野カルテ事業の概要)

- ・1年目:調査・課題整理、2年目:測量設計、3年目:管理道を兼ねた防火帯の整備。
- ・整備要件は、幅員2.6mの舗装道や階段など。
- ・年間で約6牧野を対象。予算の制約があるため1牧野あたり約200mを整備。その他は県や市町村の事業で対応して貰っている。
- ・実績:43牧野、計27,000mの整備(令和5年度時点)。

(南阿蘇村における保安林解除の取り組み)

- ・野焼き負担軽減のため保安林の解除を先行的に実施。
- ・対象地を国立公園の「自然再生施設」として位置付け、解除要件を満たす形で手続き。
- ・解除に必要な測量費が約140万円、解除申請業務委託費が約115万円。
- ・保安林の種類(水源涵養、土砂災害防止等)によって要件や費用は変動。
- ・解除に約3年半かかった他事例もあるため、南阿蘇村の事例は非常に迅速なケースと思われる。

(4) 意見交換②および総合討論

(草原管理の現場の現状)

- ・高齢化・人手不足で野焼き継続が困難。

- ・自費で防火帯整備の委託（年間数十万円）を行っている事例あり。
- ・補助金などの支援がなければ草原維持が難しい危機的な状況に陥っている。

（牧野カルテ事業について）

- ・牧野カルテ事業は国立公園内で実施。1 牧野あたり約 200m の整備が目安で、基本的に 1 回限り。整備にあたっては「5 年間野焼きを継続する」協定が必要。
- ・県事業では国立公園外も対象だが、年間予算 500 万円と規模が小さい。昨年度は南阿蘇で約 250m の防火帯整備を実施。
 - 環境省の整備する防火帯は高品質。多少低品質でも良いから、防火帯延長の距離や幅員確保を重視して欲しい。
 - 重機押しによる簡易防火帯の導入も支援メニューに追加して欲しい。
 - 公園外でも利用できる補助制度が必要ではないか。また恒久防火帯整備の予算増強も必須。

（南阿蘇村での保安林解除について）

- ・測量・申請書類作成に約 250 万円の費用が必要で行政コストも大きい。
- ・保安林解除は市町村が主体的に発議するのが現実的。
- ・国立公園内で「自然再生施設」として位置づけることが解除条件。国立公園外では解除は困難。
- ・樹種転換（スギ・ヒノキ伐採→燃えにくい木への植替え）は管理負担が重く難しい。

（財源について）

- ・県予算の増強に向けては、市町村経由で県に要望を上げることが大切。また市町村も補助金の一部を負担してもらうことが一般的なので、市町村からも予算を投じて貰う必要がある。
- ・牧野組合など現場からの声を市町村が吸い上げて、県や国に要望したり連携する動きが弱い。

3-2 テーマⅡ_観光から草原再生への還元をどう進めるか（会場：大研修室）

（1）論点①_草原観光利用をどのように推進していくべきか

（牧野の草原観光利用の受入れ実態）

- ・赤馬場牧野（南小国町）では 2022 年からマウンテンバイクイベントを受け入れ、草刈りやコース整備を主催者と協力して実施。参加者から 500 円徴収（前は約 50 人参加して収入約 2 万円）。主に小中学生と保護者が参加。元々放牧していなかったエリアを活用。人とのつながりから始まった取り組みで、困難やトラブルは特になし。観光利用は「空いている場所を有効活用する」感覚で受け入れられている。
- ・赤水原野（阿蘇市）では役員会の了承を得たうえで、「草原バーベキュー」事業を展開。防火帯を活用し、利用料の一部を牧野管理費に還元。草原（放牧地）に入れない代わりに、ドローンで撮影した草原をスクリーンで見学できる仕組みを構築。タレントも来訪するなど話題性も高い。
- ・小森原野（西原村）では、モーニングトレイルや俵山登山、草スキーなど様々な観光イベントに土地を無償で提供している。西原村の牧野では土地の賃貸で収益を得ている地区もある。

（草原観光利用の推進に向けて）

- ・観光プログラムには「草原再生の意義」を伝える要素が必要。行政は草原の意義を伝える研修や PR、ガイド講習会を通じた支援を行うべき。
- ・牧野ごとに事情が異なるため、多様な仕掛け（イベント収益・農作物収益・ドローン飛行料な

ど)を組み合わせる必要がある。

→様々なアイデアが眠っている可能性があるため、一般公募で新しい観光プログラムを募集することも一案。

- ・野焼き見学ツアーなどの需要もある。

→観光客の多くが牧野に入りたいと希望している。衛生管理や安全管理(消毒、ガイド同行、限定ルール)を条件に草原へもっと入場促進しても良いのではないか。イギリスのナショナルフットパスの仕組みを参考にできる。

→高級志向ツアーや専門ガイド付きツアーの需要も見込める。

(2) 論点②_一般観光客から阿蘇草原への資金の還元方策

(還元方策のアイデア)

- ・宿泊客は年間約128万人と少なめだが、延べ入込客数は約900万人。入込客が100円ずつ寄付すれば大きな資金源になる可能性。
- ・募金箱は抵抗感があるため、アプリで地域通貨を導入して観光収益や入場料の一部を寄付に回す仕組みが有効ではないか。活用する方が有効。
- ・宿泊料に寄付を組み込み、宿泊業者に協力を依頼する方法も考えられる。
- ・「野の花コンサート」など既存イベントを草原再生にもっと結びつけたい。

(3) 論点③_口蹄疫問題など観光の推進による弊害の最小化

- ・靴の消毒、牛への接近制限が何よりも重要。
- ・観光客による無断侵入や接触を防ぐため、看板設置や立入制限を強化する牧野もある。阿蘇市も注意喚起の看板を作成・配布中。注意喚起するPR動画も作成した。
→注意喚起は看板だけでは効果が限定的なので、物理的な緩衝地帯の設置も本格的に検討しなければならないのではないか。
- ・畜産セクションとも連携して、各牧野への支援や対策を進める必要がある。

4 総合討論および閉会

(テーマⅠの協議結果報告)

ラジコン草刈機の導入が議論され、購入は高額なためレンタル活用が必要との意見が出た。刈草の畜産利用や補助金の活用は課題。環境省の防火帯兼管理道整備や保安林解除の事例も紹介され、県や市町村の予算確保と制度見直しの必要性が指摘された。

(テーマⅡの協議結果報告)

草原観光利用では、牧野ごとの特色を活かしたアクティビティや利用方法を模索し、多様な仕掛けづくりや一般公募による新規アイデアの活用が提案された。観光客からの資金還元では、アプリ型地域通貨や宿泊協力金、イベント活用、高付加価値ツアーの導入が意見として出された。口蹄疫対策では、消毒・看板設置・注意喚起を徹底し、場合によっては物理的に牛との距離を確保する仕組みも検討が必要とされた。

(高橋会長総括)

テーマ I に参加したが、公的資金による草原管理の省力化の事業は現場ニーズと齟齬があり、解決策を市町村経由で県や環境省に反映できる仕組みが必要とされた。また、草原管理や観光利用には外部人材の影響が大きく、ボランティアや森林組合の活用が重要とされた。座談会は行政とも直接意見交換できる有効な場であり、今後も継続して開催していきたい。

(番匠九州地方環境事務所所長_閉会挨拶)

20 年前に草原再生協議会の設立に担当官として関わり、今回 20 年ぶりに協議会へ参加した。設立当初から草原再生に尽力してきた人々へ改めて感謝する。設立当初から草原は減少すると予想されていたが、地域の人々やボランティアの努力によってその減少スピードは食い止めている印象。各地で高齢化や後継者不足が課題だが、地域に対する愛着や誇りが後継者確保に不可欠。地域ブランディングは観光客向けだけでなく、地元の若者や子どものためにも必要であり、阿蘇では草原がその核となる。今後も環境省は協議会事務局として支援を継続していく。

以上

第42回阿蘇草原再生協議会出席予定者名簿

参考資料2

<団体・法人>

2026年3月9日現在

	分類	氏名	所属団体、法人など	備考
1	区・牧野組合等	井澤 長英	黒川地区区長会坊中区	
2	区・牧野組合等	志賀 宗幸	三閑牧野組合	
3		白石 知文		
4	区・牧野組合等	三森 和義	馬場豆札牧野組合	
5	区・牧野組合等	山本 耕生	的石原野管理組合	
6		塚本 義晴		
7	区・牧野組合等	甲斐 三義	上二子石牧野組合	リモート参加
8	区・牧野組合等	安片 英人	小倉原牧野組合	
9	区・牧野組合等	田中 英雄	小森原野組合	
10		坂田 忠政		
11	区・牧野組合等	山下 昭信	鳥子区原野組合	
12	区・牧野組合等	秋吉 一男	宮山牧野組合	
13	区・牧野組合等	野口 安信	宮山区	
14	区・牧野組合等	永富 傳次	狩尾南山原野管理組合	
15	区・牧野組合等	北里 丈夫	赤馬場牧野組合	
16	地元NPO/NGO等	山本 章夫	NPO法人ASO田園空間博物館	
17	地元NPO/NGO等	中坊 真	NPO法人九州バイオマスフォーラム	
18	地元NPO/NGO等	永田 紘樹	阿蘇ジオパーク推進協議会	
19	地元NPO/NGO等	竹原 憲朗	阿蘇の自然を愛護する会	
20		岩下 俊自		
21	地元NPO/NGO等	池辺 伸一郎	公益財団法人 阿蘇火山博物館	
22	地元NPO/NGO等	田端 文一	公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター	
23		市原 美穂	一般財団法人自然公園財団阿蘇支部	
24	地元NPO/NGO等	岩本 和也	野焼き支援ボランティアの会	リモート参加
25		田辺 純		
26	地元NPO/NGO等	宮川 素子	放牧で頑張ろうの会	リモート参加
27	関係機関	牛田 卓也	独立行政法人国立阿蘇青少年交流の家	
28	関係機関	松浦 敏朗	阿蘇地域世界農業遺産推進協会	
29		鶴田 伸二		
30		大坂 もも		
31		宮本 圭子		
32	関係機関	中嶋 祥二	阿蘇地域牧野活性化センター	
33	関係機関	後藤 勇太郎	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	
34	関係機関	角崎 まき	熊本県農業研究センター草地畜産研究所	
35	関係機関	鈴木 秀康	熊本県畜産農業協同組合南阿蘇支所	
36	その他団体	岩越 泉	公益財団法人 再春館「一本の木」財団	リモート参加
37	その他団体	友永 康平	有限会社ひとちいき計画ネットワーク	
38	その他団体	齊藤 剛	株式会社地域環境計画	
39		小山内 朝香		
40	その他団体	橋村 義宣	(一社)阿蘇のあか牛・草原牛プロジェクト	
41		内山 彰		
42	その他団体	南雲 亜樹	ロンタイ株式会社 福岡支店	
43		長谷川 恭秀		
44		神崎 祐希		
45	その他団体	山村 美紀子	山村酒造合名会社	

＜団体・法人＞

	分類	氏名	所属団体、法人など	備考
46	行政 国	菅本 次郎	農林水産省九州農政局 農村振興部農村環境課	
47		日高 百華		
48	行政 県	松方 楓	熊本県環境生活部自然保護課	リモート参加
49	行政 県	吉田 二浩	熊本県企画振興部地域・世界文化遺産推進局 阿蘇草原再生・世界遺産推進課	リモート参加
50		中山 雄之		
51		梅田 大輔		リモート参加
52		太田 麻那美		
53	行政 市町村	山本 孝光	阿蘇市 経済部 農政課	
54		坂田 光祐		
55	行政 市町村	鎗水 友寛	小国町 産業課	リモート参加
56	行政 市町村	坂本 大樹	南小国町 農林課	
57	行政 市町村	浅尾 修作	南阿蘇村 農政課	リモート参加
58	行政 市町村	山口 凌	高森町 農林政策課	リモート参加
59	行政 市町村	米野 将司	西原村 産業課	
60	行政 市町村	飯星 和浩	山都町 蘇陽支所	リモート参加

＜個人構成員＞

61	地元農林畜産業	鶴林 豊成		
62	地元農林畜産業	宮本 龍	さとう農園	
63	地元農林畜産業	室原 康人	赤馬場牧野組合	
64	地元関係者	坂梨 仁彦	認定NPO法人バードリサーチ 認定NPO法人阿蘇花野協会	
65	地元関係者	木部 直美		
66	地元関係者	高橋 博人	(一社)日本草地畜産種子協会、全国肉牛事業協同組合	協議会会長代理
67	ボランティア	上野 裕治	野焼き支援ボランティアの会、 Landscape Design HIGHLAND PARK ハイランド パーク 日本造園学会、日本樹木医会、自然環境 復元協会	
68	ボランティア	嘉藤 和治	野焼き支援ボランティアの会、阿蘇パークボランティア の会、水源の森ボランティアネットワーク、戸島山 竹林を守る会、立田山保育センター	
69	学識・研究者	栴田 聖孝	東海大学農学部、熊本市環境審議会、 江津湖研究会	リモート参加
70	学識・研究者	横川 洋	九州大学名誉教授	
71	学識・研究者	中村 華子	日本緑化工学会 生態・環境緑化研究部会 特定非営利活動法人 山の自然学クラブ	リモート参加
72	学識・研究者	高橋 佳孝	一般社団法人全国草原再生ネットワーク 会長	協議会会長
73	学識・研究者	八巻 一成	森林総合研究所	リモート参加
74	学識・研究者	竹内 亮	福岡女子大学国際文理学部環境科学科講師、 野焼き支援ボランティア会員	リモート参加

＜新規加入予定＞

75	行政 国	秀島 雅子	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所	
76		古賀 千裕		

＜オブザーバー＞

77	行政 国	原口 靖史	熊本県環境立県推進課	
----	------	-------	------------	--

＜協議会事務局、募金事務局＞

	分類	氏名	所属団体、法人など	備考
78	行政 国	番匠 克二	環境省九州地方環境事務所	
79		中武 優		
80		笠原 綾	環境省阿蘇くじゅう国立公園管理事務所	
81		岩崎 辰也		
82		藤田 幸代		
83	地元NPO/NGO等 (募金事務局)	山内 康二	公益財団法人阿蘇グリーンストック	協議会会長代理
84		鷺津 大輔		
85		井上 聡美		
86	その他団体 (事務局業務請負)	枝松 克巳	株式会社メッツ研究所	
87		小島 周作		
88		清家 日向		
89		野原 大介		

新たな担い手確保に係るヒアリング結果概要について

1 ヒアリング調査の背景

- (1) これまでの議論で、将来に渡る牧野の維持管理・保全のためには、新たな担い手（畜産業を営む新規参入者等）の確保が必要不可欠、との視点から、熊本県が例年実施している放牧等実態調査（「阿蘇地域における牧野組合等共同地放牧・採草状況調査」）の令和6(2024)年度調査において、新たな質問として、「現在、組合員以外の放牧利用がありますか」、「今後、組合員以外での新規での放牧利用は可能ですか」、との項目を追加し、アンケート調査を実施。
- (2) その回答として、「現在員外利用があり、今後も可能(アンケート結果分類：ア)」「現在員外利用はないが、今後は可能(同：ウ)」と回答した15牧野組合に対して、面談でのヒアリング調査を実施。実施期間は令和7年11月中旬から令和8年1月下旬。
- (3) ヒアリングは、聞き手として阿蘇草原再生協議会及び県阿蘇地域振興局、各牧野が所属する市町村の畜産担当者等が参加し、牧野側は、牧野組合長または区長等、回答可能な者が1～3名参加し実施された。

2 結果の概要

(1) 15牧野の概要(別添資料参照)

- 1) 15牧野のうち、「員外利用があり、今後も受入可能(ア)」牧野は12牧野。
「員外利用はないが、今後は受入可能(ウ)」牧野が3牧野。
- 2) 6年度の実績として、全15牧野で放牧(牛・馬)は実施されているが、組合員の放牧無し、が2牧野。組合員1名のみ放牧が2牧野で、このうちの1牧野は7年度から最後の組合員が放牧を止めたことから、放牧取りやめ牧野となった。
- 3) 放牧農家戸数、放牧頭数とも減少傾向が継続。高齢化や後継者不足等により入会権者・畜産農家が減少し、牧野の維持管理が困難な状況が年々進行。員外の放牧利用組合の解散等により放牧利用停止の事例有り。
- 4) 熊本型放牧による受入牧野が4牧野。地元(組合員)の放牧が減少する中で、放牧頭数・牧野維持には大きく貢献しているものの、補助事業の改廃等による変動は避けられない。
- 5) 牧野の維持管理費用(水源、牧柵、肥飼料、燃料等)の高騰により、牧野会計(経営)は厳しい状況。中山間事業等国庫補助事業が活動資金の核であるが、度重なる運用見直し・使途の制限等による使い勝手の悪化とともに、事務局体制の維持に対する将来の不安が大きい。

(2) 「員外利用があるが、今後は受入しない(アンケート結果(イ))」牧野の状況

- 1) アンケート結果で(イ)と分類された6牧野(阿蘇市2, 南小国町2, 小国町1, 南阿蘇村1)について、市町村担当者を通じて状況を聴き取り。
- 2) 1牧野は、「今後受入へ変更」との回答。4牧野は、「現在、新規就農者等に貸付

(契約)等継続中であり、新たな受入は想定していない(既に適正頭数を確保)」との回答であった。1 牧野は、「高齢化等により新たな受入れの体制整備が困難」との回答。

3 今後の進め方

- (1) 調査結果の精査と関係者間での情報共有。
- (2) 同様な調査の継続(「令和8年度熊本県阿蘇草原維持再生基礎調査」(熊本県)の活用等)と受け入れ可能牧野の掘り起こし。
- (3) 受け入れ可能牧野の類型化や受入れの具体策等、関係者間での整理を踏まえた資料の作成、広報等

4 参考

- (1) 今回のヒアリング調査に係る費用(謝金、交通費等)は、「ヒゴタイ基金」から支出。

新たな担い手確保に係るヒアリング結果概要

*放牧頭数、戸数は令和6年度実績

座談会テーマ | 別添資料

*アンケート結果：ア=現在受入、今後も受入 ウ=現在受入無、今後受入

牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
A	阿蘇市	683	共有地	306	10	ア	301	137	164
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							26	6	20
<ul style="list-style-type: none"> ・熊本型放牧により城北地域より放牧牛受入(5牧区輪換)。地元組合員の放牧頭数が減少しており、草は余っている。牧番1名雇用。 ・新たな担い手の受け入れは(組合長)個人的には問題なし、と思うが今後組合内(総会)での検討が必要。 ・毎年春施肥を実施中だが、化成肥料費高騰に苦慮。共同水源利用組合が7組合から3組合に減少、その費用負担が増大し、将来が不安。 ・酪農業組合員が牧草収穫利用すると共に、「九州バイオマスフォーラム」がオペレーター組合を活用しての野草ロールを調製・利用。 									
牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
B	阿蘇市	1410	市有地	約1800	35	ア	牛328 馬72	牛328	馬72
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							牛30 馬5	牛30	馬5
<ul style="list-style-type: none"> ・放牧地960haを1牧区で定置放牧。パドック(スタンション)、水飲み場はそれぞれ10箇所程度設置。 ・現在は馬のみ外部(熊本市内、大津)から受入。新規受け入れは地区に移住して、区費を納入してもらえば良い。 ・ダニ熱や流産、滑落事故等は毎年発生しており、その理解と放牧馴致をしっかりとる事が重要。 ・組合員で組織する「O粗飼料組合」が野草乾草を調製・利用。年1回刈り。チカラシバ対策に苦慮。 ・シカ・イノシシの被害よりも人間(観光客)の被害の方が大きい。 									
牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
C	阿蘇市	258	市有地	3	3	ア	73	18	55
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							8	3	5
<ul style="list-style-type: none"> ・放牧地(190ha)を囲む感じで採草地(68ha)があり、放牧は2牧区。毎年放牧地にはオチャート[※]播種(20ha)、化成肥料散布。雇用の牧番1名。 ・熊本型放牧により畜産農協経由で菊池市、熊本市の畜産農家の牛を受入。組合員が年々減少し、現在3名となり将来に不安。 ・水源の補改修に毎年多額の費用を要し大きな問題。県等関係者に支援を要請・検討中。 ・新規担い手の受け入れに条件等は特にはないが、地区に居住してもらうのが望ましい。今年度、I牧野を利用していた1農家が放牧利用開始。 ・今年度から採草地管理を委託。草地の荒廃を防ぐ目的。チカラシバが蔓延している。 									

牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
D	阿蘇市	737	市有地	295	6	ア	牛176 馬19	牛49 馬14	牛127 馬5
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							11	6	5
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模草地開発事業による酪農団地跡で、現在は組合員による牛馬、郡内農家の牛馬、熊本型放牧(JA菊池)による黒毛の放牧。酪農は0。 ・月1回、7地区代表参加の会議(N委員会)を開催。各組合員の脱会は各地区毎に判断。 ・熊本型放牧は国庫事業等によりH6年までは500頭を超える放牧頭数であったが、事業終了により頭数激減。収入減により雇用牧番の継続も心配。牧区は3牧区で、馬用、組合員用、熊本型放牧用に分けて定置放牧。 ・毎年簡易更新機利用により Orchard 播種、2回採草。採草地には毎年化成肥料散布(年20ha程度) ・員外利用者とは毎年文書で契約、ほぼ顔なじみ。熊本型放牧も毎年会議開催により詳細等確認。 									
牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
E	阿蘇市	120	共有地	13	4	ア	145	142	3
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							5	4	1
<ul style="list-style-type: none"> ・A牧野に隣接し全体で683ha、国営草地開発事業によるA酪農団地(組合員97戸)が基礎。H9年に酪農廃業し褐毛和種転換 ・現在は褐毛和種の周年放牧(120ha)を中心に、AI+まき牛利用による低コスト子牛生産、乾牧草の生産販売等により法人経営。 ・牧区は4区輪換で、1群がまき牛(直検済県有種雄牛)利用による種付け牛群として、不受胎牛の受胎確保に活用してきたが、種雄牛の評価及び健康維持管理に苦慮。採草地(Orchard 主体)は年1回刈り、春追肥を毎年実施、越冬用飼料として阿蘇産イネWCSを購入。 ・熊本型放牧により菊池地域からの預託牛を受入。地元の牛の減少が心配。将来に渡る水の確保も不安。 ・法人としての新規参入者受け入れは今の所考えていない。 									
牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
F	南阿蘇村	50	村有地	32	3	ア	13	0	13
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							1	0	1
<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の影響等もあり、現在組合員の放牧利用はゼロ。員外の若手畜産農家1戸が放牧利用3年目。今後も増頭計画有り(K牧場関係)。 ・南阿蘇の観光の要所にあり荒廃は許されないと認識。 ・現在の員外受け入れは、口コミ・人間関係から構築。契約に基づき貸借、牧区毎に年間の借地料を設定。 ・新規受け入れはどの家畜でもOK(羊放牧の相談・検討有)。観光地であり、脱柵が大きな問題となることから、その対策が重要。 									

牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
G	南小国	98	町有地	20	1	ウ	3	3	0
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							1	1	0
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年まで2名の畜産農家が組合員であったが、1名が高齢により畜産廃業、現在は放牧畜産農家組合員1名(80歳)。 ・放牧は1牧区の定置放牧で河川水利用。森林含む全地面積は150haほどは有る。員外畜産農家2戸が冬季飼料用として採草利用(計6ha程)。 ・中山間事業が頼りだが事務処理等が大変で、毎回の運用見直し等により使い道が制限され使いづらくなっており、将来が不安。放牧利用農家が無くなれば、中山間事業も継続できず、草地の維持管理は不可能となる。野焼き継続のためには畜産利用が必要。 									
牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
H	南阿蘇村	334	私有地	約300	4	ア	27	3	24
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							5	1	4
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が農協法に基づく農協組織となっている事から様々な問題があり、県の指導を受けつつ組織の在り方を早急に見直すべく検討中。 ・牧野は大津町(S)と南阿蘇村(T)に跨っており、組織設立時それぞれ170戸、計340戸の組合員でスタートし、現在に至っている。 ・放牧地は2牧区あるが、現在は上の1牧区のみ利用。組合員の放牧は1戸(70歳)、員外利用は西原村、宇土、益城の畜産農家で褐毛和種を放牧、管理はそれぞれが実施。どの様な経緯で外部畜産農家を受け入れたか、その経緯は不明。 ・牛を入れて収入を増やし、草地を守る事については、組合員の理解は得られるとの事(説得する)。 									
牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
I	産山村	130	村有地	7	2	ア	39	19	20
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							3	2	1
<ul style="list-style-type: none"> ・中山間と多面的補助金を核として組織運営。中山間はM牧野組合と共同。放牧農家・頭数は高齢化や野菜等への転換を理由に年々減少 ・牧区は3牧区あり、現在は1牧区に定置放牧。組合としての牧草採草が約20ha、野草採草が20haの計40ha程を採草利用。組合員が利用するとともに、村内の畜産農家へ販売。草地更新は毎年10ha程度を簡易更新機(リース)により実施。1年目にイタリソ、2年日以降3種混播。 ・草地の貸付利用料金を設定(良地、普通、野草地の3区分)し、外部畜産農家の力も借りながら(防火帯づくり)野焼きを継続実施。 ・これまでも草地の維持管理について様々な議論(近隣牧野組合との連携・協力等について)をしてきたが、過去の経緯、補助事業の関係等もあり容易ではない。 									

牧野名	市長村名	牧野面積(ha)	土地所有	入会権者数(戸)	畜産農家数(戸)	アンケート結果	放牧頭数(頭)	うち組合員(頭)	うち員外(頭)
J	高森	54	－	－	－	ア	8	0	8
							放牧戸数(戸)	うち組合員(戸)	うち員外(戸)
							3	0	3
<p>・現在、組合の畜産農家は組合長のみで、R4年の野焼き時の延焼事故以来野焼きを中止し、放牧もやっていない。</p> <p>・牧区は3牧区あり、うち1牧区を美里町畜産農家による「O放牧利用組合(現在4戸)」に貸出。8年ほど前から開始。</p> <p>・牧野は標高650～940mで細長く急傾斜地の多い地形。追播、施肥等はしておらず野草地化。チカラシバ、セイタカアワダチソウが繁茂。</p> <p>・集落は高齢化が進展し、集落行事＝組合活動からの脱退希望者が続出。集落運営にも支障をきたしている。</p> <p>・草原の維持・保全是畜産業のみでは不可能ではないか。水源涵養等の多様な視点からの支援が必要。</p>									

座談会テーマⅡ 機能停止/管理者不在牧野の対応と野焼き再開に向けて

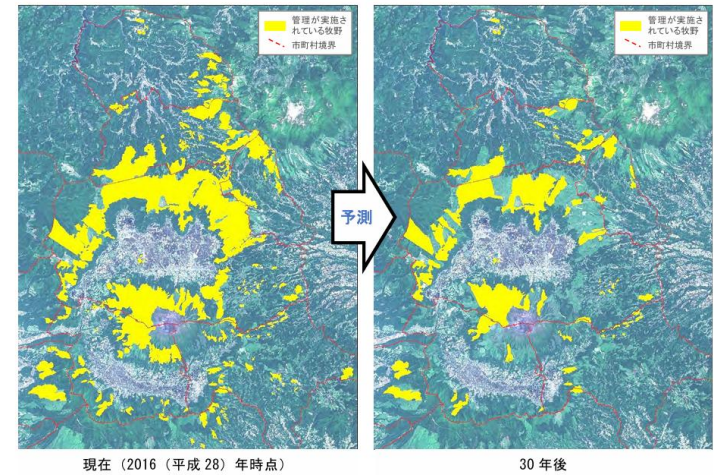
第3期全体構想における目標

【30年後の目標】

今（2021（令和3）年）と変わらない規模の阿蘇草原を残す

【第3期全体構想の目標】

阿蘇草原の減少傾向を改善させる



【本テーマにおける問題意識】

草原の担い手

（≒牧野組合・地元住民）



野焼き支援ボランティア

草原再生募金などによる寄付

恒久防火帯の整備など公的な草原管理支援

中山間や多面的などの公的な営農支援

共助

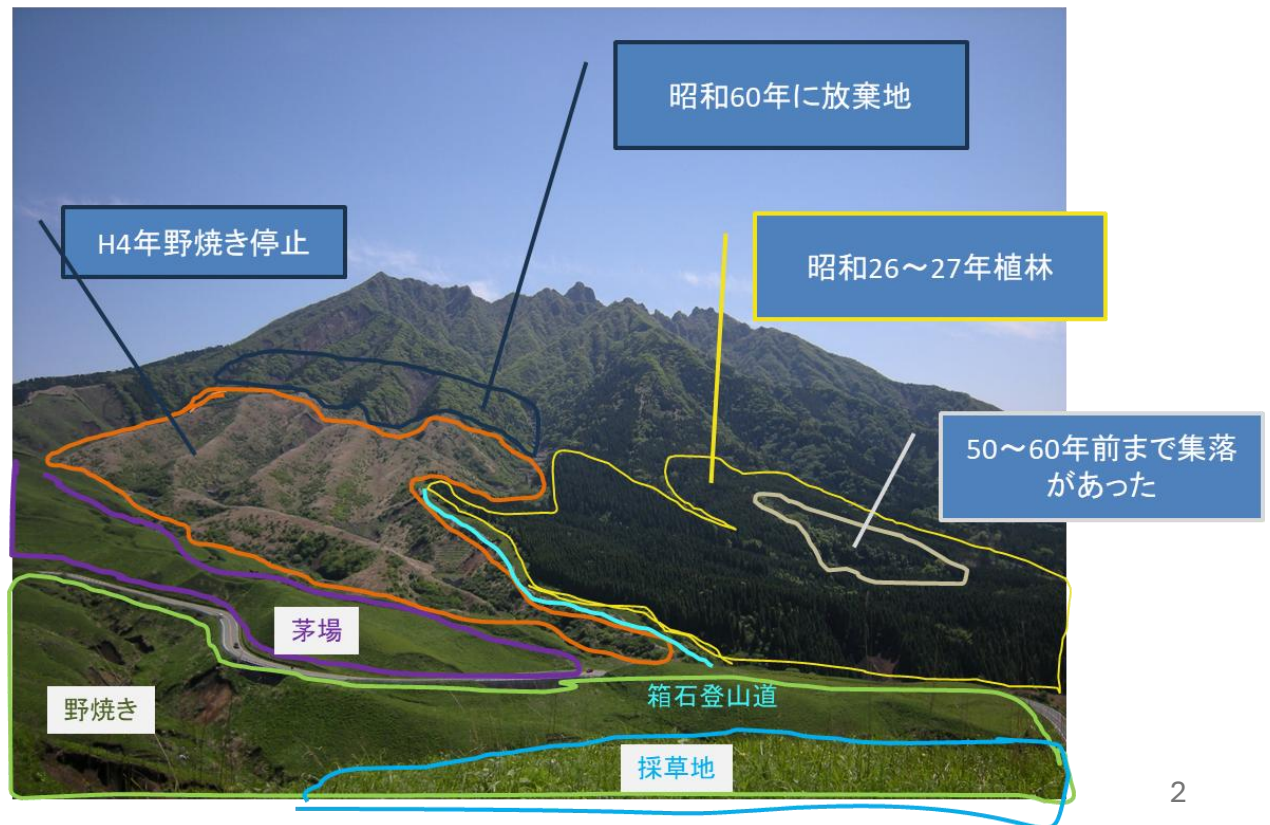
公助

様々な支援の受け皿となる地域側の「草原の担い手」が不在となってしまったら、様々な草原支援が実施できなくなり、その結果、その草原が減少してしまう...

本資料の構成

- 牧野組合の推移
- 「機能停止牧野」とは？
- 牧野の入会権について
- 草原の管理/利用を担って貰える者とのマッチングに向けて
- 議論のポイント

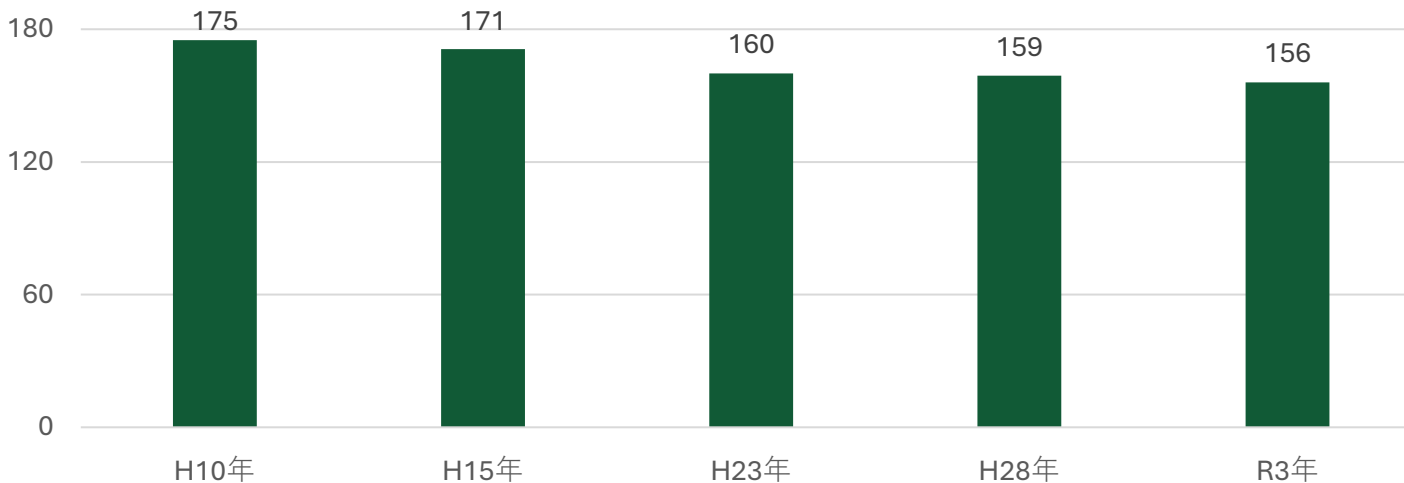
【参考】根子岳山麓の草原遷移



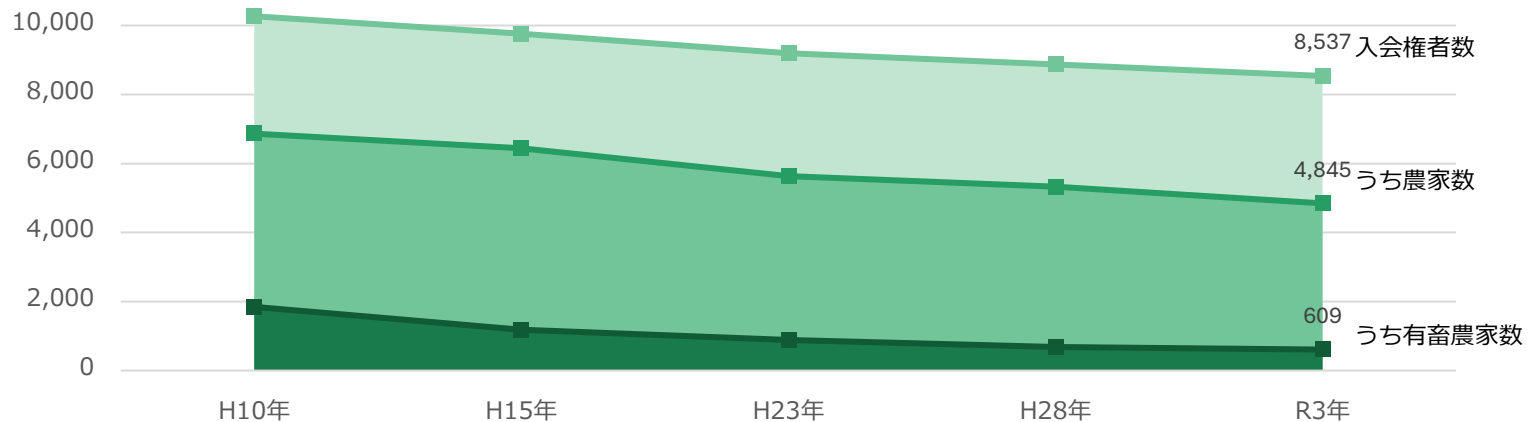
牧野組合の推移

- 草原の担い手である牧野組合数や入会権者数は減少傾向にある。

基礎調査における牧野組合数の推移



基礎調査における入会権者数の推移



「機能停止牧野」とは？

機能停止牧野組合：

組合が解散するなど、牧野の利用や維持活動等が組織的に行われていないもの

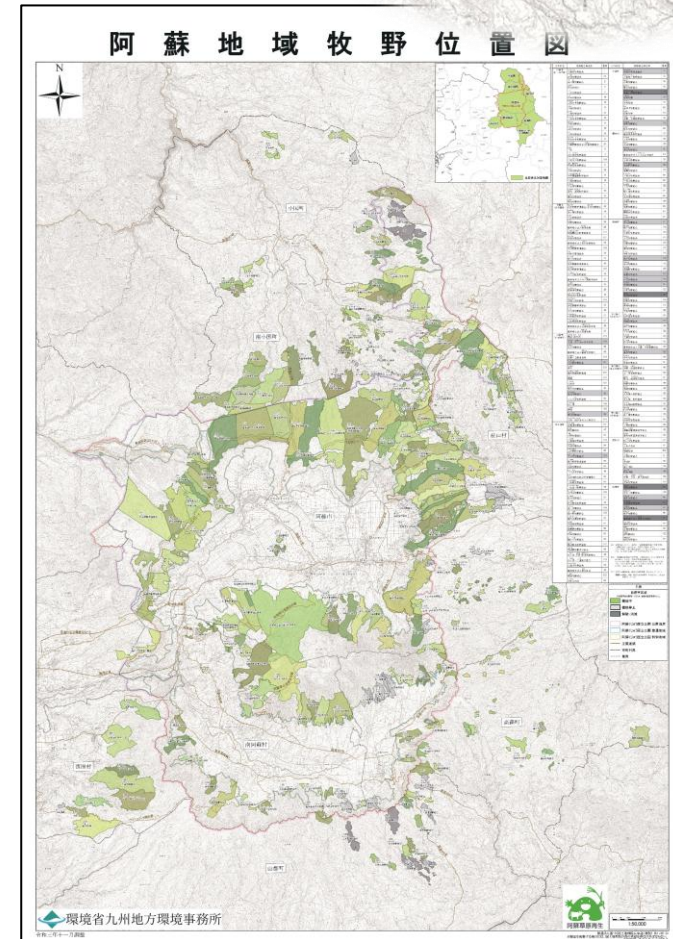
令和3年度熊本県阿蘇草原維持再生基礎調査報告書より

基礎調査の対象牧野は、各市町村から共有された、中山間や多面的などの直接支払交付金の交付対象となる牧野リストが基本となっている。そのリストから外れた牧野が、調査対象から除外され、「機能停止」扱いとなる。

しかし実態としては、「機能停止」扱いとなった牧野でも、何かしらの草原管理・利用（野焼き/放牧/採草）がなされている事例が散見されている。
（つまり「機能停止牧野」といっても実態はバラバラ）

※ 令和8年度に実施予定の基礎調査では、正確かつ網羅的な実態把握に向けて、調査対象牧野の選定方法を見直すとともに、「機能停止」という区分を改め、各牧野の実態を正確に反映した新たな区分を設定する予定。

牧野位置図でグレー表記の牧野が「機能停止牧野」



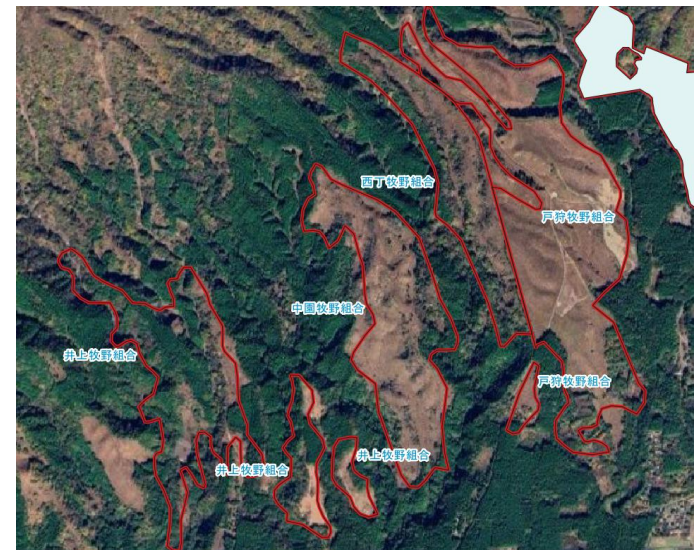
【参考】基礎調査における、機能停止となった牧野一覧

➤ 機能停止となった牧野は、南郷谷と小国郷に集中している。

町村名	No.	牧場名	機能停止が確認された時期	牧野面積 (ha)
旧波野村	55	小池野牧野組合	H15	17
旧波野村	61	左谷牧野組合	H15	15
南小国町	68	矢ヶ部・小原・薊原牧野組合	H15	30
南小国町	94	立岩牧野組合	H23	24
南小国町	95	下り戸牧野組合	H15	
小国町	103	北里一部牧野組合	R3	50
小国町	105	楢原牧野組合	H15	34
小国町	106	雨包牧野財産組合	H15	36
小国町	107	唐谷牧野組合	R3	34
小国町	109	三共牧場	H23	64
小国町	111	鉦平牧野	H15	25
産山村	125	中央牧野	H23	50
旧蘇陽町	128	梶原牧野組合	R3	25
旧蘇陽町	129	猿丸牧野組合	H15	40
旧蘇陽町	131	稻生牧野組合	H23	30
旧蘇陽町	132	上差尾牧野組合	H15	18
旧蘇陽町	133	農事組合法人玉目牧野組合	H15	121
高森町	138	冬野牧野組合	R3	120
高森町	141	片山牧野組合	H23	93
高森町	143	井上牧野組合 (旧山井)	H23	38
高森町	147	峰の宿牧野組合	H15	64
高森町	148	大畑牧野組合	H23	20
高森町	151	戸狩牧野組合	H23	50
高森町	152	津留牧野組合	H23	85
高森町	153	中園牧野組合	H23	32
高森町	156	西丁牧野組合	H23	100
高森町	158	永野牧野組合	H23	
旧白水村	162	長谷牧野組合	H15	170
旧白水村	163	内寺牧野組合	H15	36
旧久木野村	173	久石第四牧野組合	R3	15



例① 左谷牧野 (旧波野村)



例② 井上牧野、中園牧野、西丁牧野、戸狩牧野 (高森町)

「機能停止牧野」とは？

「機能停止牧野」と分類された牧野において、考えられ得る実際の管理利用パターン

パターン	(草原管理)			管理/利用者
	野焼き	放牧/採草		
A	●	●	←	団体or個人
B	●		←	団体or個人
C		●	←	団体or個人
D			←	団体or個人
E			←	??

本来は「機能中」の牧野として分類されるべきであるが、一度市町村のリストから外れた事実を踏まえると、零細利用であり、いずれ「非管理利用牧野」や「管理者不在牧野」となる可能性が高い

「非管理利用牧野」※

「管理者不在牧野」※

※名称は仮

第3期全体構想の目標達成に向けた考え方

- ① 現在「機能中」の牧野が、「非管理利用牧野」や「管理者不在牧野」にならないための対策（原因療法）（**最重要課題**）
- ② 現在の「非管理利用牧野」や「管理者不在牧野」、もしくは近い将来にそうなることが避けられない牧野において、草原の管理や利用を復活させるための対策（対症療法）（**本テーマの主眼**）
 - 入会権の問題をどうするか？
 - 草原の管理/利用を担って貰える者とのマッチングをどうするか？

「機能停止牧野」とは？

「機能停止牧野」の実態について__高森町A牧野の事例

<従前の草原管理・利用>

- 土地の所有権は高森町に帰属し、地上の利用権が当時の組合に帰属（区長談）。
- お互いに少し離れた2つの牧で構成されている。
- 土地被覆は野草地と牧草地が50haずつ。
- 有畜農家を中心に、約2000mの輪地切り（人力）と野焼きを実施。
- 1999年度時点で、入会権者は14戸で有畜農家はその内の12戸。60頭の繁殖牛と子牛を放牧。採草地も点在。



写真①



写真②

<「機能停止」となった経緯>

- 放牧を行う有畜農家が減少したことから、2011年頃から野焼きと放牧を中止。それに伴い、牧野組合も事実上の解散。
- 当該牧野は、左右に複数の牧野が短冊上に隣接するエリアの一角にあたるが、2011年頃を皮切りに、なし崩し的にそのエリアの全ての牧野が野焼きを実施しなくなった。

<現在の草原管理・利用の実態>

- 牧野組合の解散後、地元の集落（自治会区）が管轄。
- 1つの牧では、アクセス道路から近く比較的平坦なエリアで、管理集落に居住する1件の有畜農家（非放牧・舎飼い）が給餌用の野草を大型機械で年1回、採草している（写真①）。⇒この牧野は前頁におけるパターンCの事例に該当
- しかし上記以外の大部分のエリアは、傾斜が厳しいため、2011年頃の野焼き中止以降、一切の放牧や採草を実施していない。そのため、ススキを中心とした野草が繁茂した状態（写真②）。シカの絶好の住処となっている。（それでも雑木林化には至っておらず、まだ「草原」の様相を呈している）
- 採草している有畜農家以外の有畜農家も集落内には数件残っているが、牧野内の野草を利用することはなく、集落にほど近い牧草畑の草を給餌している。

<今後の動向（区長のご意見）>

- 地元集落内で有畜農家がいなくなってしまうと、草原について目を向ける者がいなくなり、正真正銘の管理者不在牧野になってしまう。時間の問題。
- エリア内に数本の谷筋が入り組んでおり、樹林帯との境界線が複雑で防火帯も急傾斜であることから、野焼きの再開はほぼ不可能ではないか。同じく「機能停止」となった隣接牧野との調整も必要となる。

牧野の入会権について

- 阿蘇の牧野の入会権は以下3タイプに大別される。

- ①土地を市町村が所有して、
地上の利用権を入会集団が有する
- ②土地所有も含めて入会集団が総有する
(≒共有地)
- ③個人所有
(=私有地)

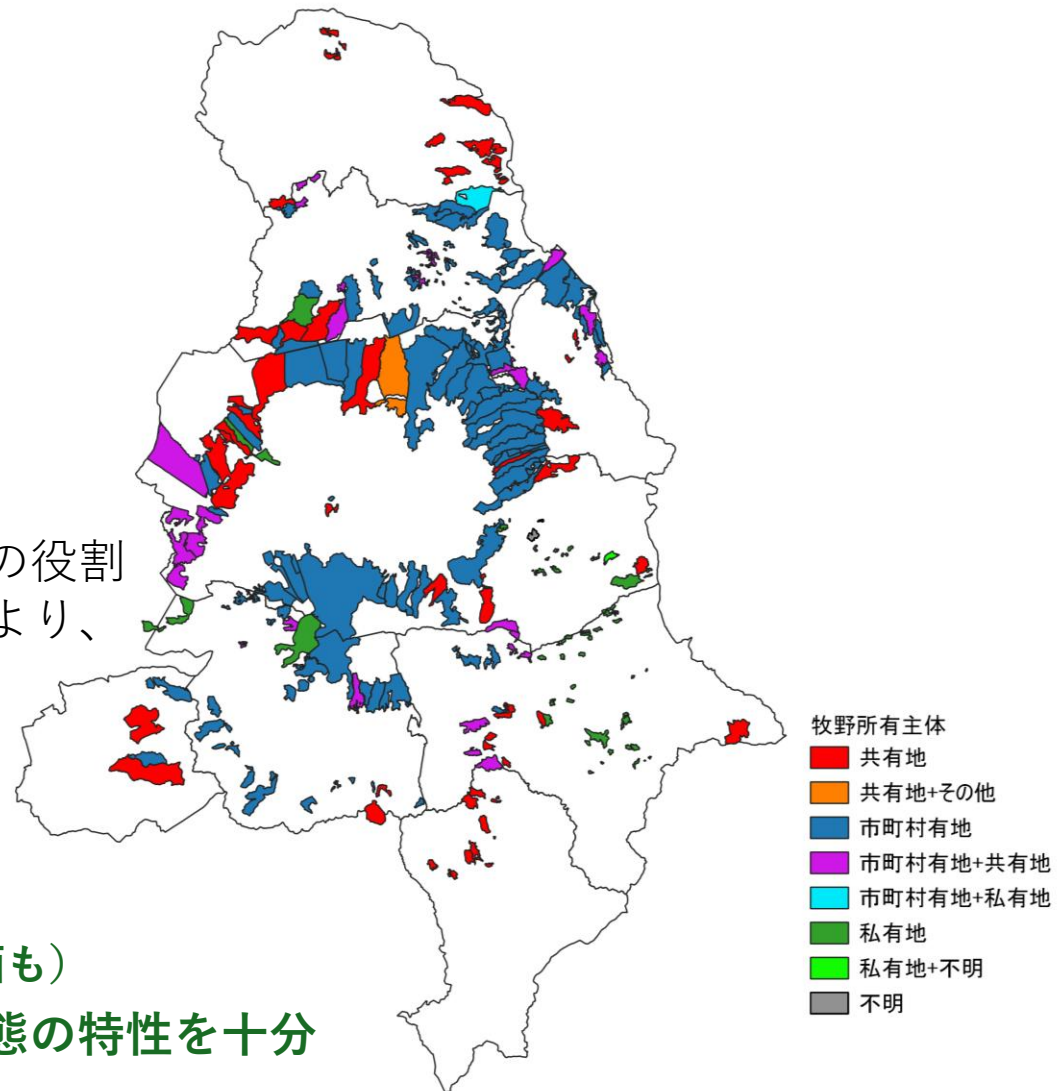
- ①市町村有や②共有地のタイプは、
草原の利用と管理を巡る牧野組合と集落の役割
分担や、入会権の相続方法などの違いにより、
さらに複雑な入会形態に細分される。



阿蘇草原の入会権は非常に複雑。

(開発事業者が容易に参入出来ない防波堤の側面も)

マッチングに向けては、当該牧野の入会形態の特性を十分に留意する必要がある。



【参考】入会権に関する基本事項

○民法における入会権の規定

- ・ 民法263条 「共有の性質を有する入会権」（共有的入会権）
→入会集団が入会地をみずから所有している場合。
土地所有権の総有的帰属。
- ・ 民法294条 「共有の性質を有しない入会権」（地役的入会権）
→入会集団が他人の所有する土地を一定の入会的利用に供することができる場合。物権的土地利用権の準総有的帰属。

(参考) 2つの入会権区分の関係性 (青嶋,2021)

入会地の地盤所有権の帰属先による区分	国有	公有	私有 (共有地)
入会集団に帰属する権利の性質による区分	地役的入会権 ※実質的な地盤所有権が入会集団の場合は、共有的入会権に相当		共有的入会権 (地役的入会権)

○共同所有形態の種類 (横川,2020によるまとめを引用)

- ・ **共有**：各共有者は持分を有することが前提とされ、その持分は共有者個人の権利として自由に譲渡・売買でき、持分に基づく共有物の分割請求が可能 (民法249条)
- ・ **含有**：数人が一つの物に対し共同所有をし、観念上各共有者の持分も存在するが、何らかの目的のために各共有者の持分が拘束され、持分の自由な分割請求等が否定される。
- ・ **総有**：利用機能は個々の構成員に属するが、管理および処分の権能は団体としての入会集団そのものに属する。

	持分	持分の譲渡	分割請求
共有	○	○	○
含有	○	×	×
総有	×	×	×


総有の代表的形態が「入会」とされる。
基本原理として、会合による重大事項の決定時は「全員一致」が求められる。

【参考】阿蘇草原における入会権の変遷（～昭和初期）

時代	入会権に関する主な出来事
旧藩時代	原野入会慣行の形成
1876（明治9）年	<山野地租改正> 慣行利用の牧野は村（現在の大字）受公有地に
1880（明治13）年	<官民有区分> 一部の地域が官有化（町村毎に程度は異なる） ↳借地料を支払って牧野を利用
1905（明治38）年	<国有森林原野下戻法に基づく下げ戻し> 官有地を各大字（≒部落）に下げ戻し。 ↓ 中央政府の政策のもと、 下げ戻した土地を各町村に寄付（主に拡大造林の奨励のため）
大正時代・ 昭和初期	市町村有型 共有地型 個人所有型 に所有主体が分化。 ・多くの牧野が該当。 ・放牧採草地では、所有権は町村、 管理・利用権は旧部落へ分化 市町村有化に抵抗した牧野が該当 ※各町村における寄付に対する部落の抵抗の度合いが、 各市町村の特徴を形づけることに。

※熊本県報告書（1964）等をもとに図作成

【参考】阿蘇草原における入会権の変遷（昭和中期～現在）（阿蘇市の場合）

時代	阿蘇市における入会権に関する主な出来事	
	市（町）有原野	共有原野
1954（昭和29）年～	固定資産税の徴収開始	
1956（昭和31）年	< 阿蘇町牧野使用料及び管理徴収条例 >	
	「使用料」徴収	固定資産税+「管理料」徴収
1966年（昭和41）年	< 阿蘇地区大規模草地開発事業 >	
	固定資産税の1.5倍の「牧野使用料」を徴収	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 開発に伴い、一部の共有原野を阿蘇町名義に登記 </div>
2005（平成17）年	市町村合併に伴う諸整理	
	「使用料」の無償化 （使用料を徴収していなかった旧一の宮町や旧波野村との整合を図るため）	阿蘇町が一部の町有原野を各原野へ返還 → 固定資産税の徴収
2006（平成18）年～	<div style="text-align: center;">  </div> 無料の使用料で各牧野組合が牧野を管理・利用	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 一部の共有原野が阿蘇市へ寄付 </div>
		一部の牧野が阿蘇市への寄付を交渉 残りの牧野が引き続き共有原野として納税を行い、牧野を管理・利用

※松木（2011）をもとに図作成

草原の管理/利用を担って貰える者とのマッチングに向けて

「非管理利用牧野」において、新たな草原管理/利用の担い手とマッチングできる可能性のある施策一覧

施策	概要	阿蘇での導入実績
①風景地保護協定	➤ 自然公園法に基づき、管理が不十分な恐れのある公園内の自然風景地について、土地所有者等との間で協定を締結し、土地所有者等に代わり行政機関や公園管理団体が風景地の管理を行うことができる制度。	下荻の草牧野×GS
②自然共生サイト (&生物多様性維持協定)	➤ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律に基づき、生物多様性を維持/回復/創出する活動を国が認定。「支援証明書」の仕組みを通じて、企業からの支援が受けやすくなる可能性がある。	・GSのトラスト地2件 ・さとう農園
③農地バンク制度	➤ 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、各市町村が策定する「地域計画」を通じて、農地の出し手（所有者不明農地を含む）と受け手を繋いで（賃借or売買）、農地の集約化を図る制度。	個人所有牧野での活用事例を1件確認
④トラスト地	➤ 非営利団体が、開発等の恐れがある土地を、寄付金で買い取ったり土地所有者から譲渡されたりして、土地の所有権を取得して保全する制度。	GSのトラスト地2件
⑤実行委員会形式	➤ 土地所有者のみならず、行政機関や関係団体が協働して実行委員会を組織して、その委員会名義で様々な保全活動を実施する取組。	野焼き実行委員会（後述参照）
⑥採草/放牧する事業者への貸出	➤ 阿蘇草原では、上記制度を活用しなくても、企業や民間団体などの外部事業者に放牧や採草用の土地を貸している事例が既に散見される。 ➤ さらに、その事業者が野焼きなどの草原管理を代行/支援するケースもある。	

?? (近隣牧野との連携強化? 移住促進&就農支援? 公共牧場化? 新たな担い手組織の創設? etc)




- ・ 「**牧野と新たな利用者を賃借等につなぐタイプ** (①②③⑥)」、「**売却や譲渡を通じて牧野の所有権自体を移行するタイプ** (④ (③))」、「**実行委員会形式** (⑤)」の3タイプに大別できる。
- ・ いずれのタイプの施策でも、阿蘇での導入実績をみる限り、「**管理者不在牧野**」でのマッチング事例は無いため、草原の管理/利用を管轄出来る団体もしくは個人が存続している内に対応することが重要。

草原の管理/利用を担って貰える者とのマッチングに向けて

「入会形態×マッチング施策のタイプ」毎の検討課題や懸念点

入会形態	新たな草原管理/利用の担い手とのマッチング施策のタイプ		
	賃借タイプ	所有権移行タイプ	実行委員会形式
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新たな草原管理/利用の担い手として、どのような主体が考えられるか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 所有権を移行する非営利団体の条件は？ ▶ 売却する場合の資金源は？ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 誰が委員会を主導するべきか？ ▶ どのような牧野で推進するべきか？
市町村有型	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「管理者不在牧野」となってしまった場合、土地を所有する市町村が、新たな担い手探しを担えるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市町村有地を非営利団体等に売却/譲渡できるのか？ ▶ 売却する場合、金額の減免などの優遇措置は可能か？ 	—
共有地型	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入会権者（全員）の同意を得ることが出来るか否か 		<ul style="list-style-type: none"> ▶ プライベートな土地で、行政機関が委員会を主導する是非と目的をどうするか？
個人所有型	—	—	

- 
- 以上の検討課題や懸念点を踏まえると、いずれのタイプのマッチング施策も、有効打になり得なかったり、多くの牧野で適用することは難しいと思慮。
 - 「近隣牧野との連携強化」「移住促進&就農支援」「公共牧場化」など、マッチング以外の観点から対応策を検討することも大切。
 - 他方で、現在、複数の開発事業者の土地取得に向けた動きが散見されており、早急に、「非管理利用牧野」や「管理者不在牧野」での対応策を実装することが求められている。

草原の管理/利用を担って貰える者とのマッチングに向けて

実行委員会形式の事例__「南阿蘇村夜峰山・御竈門山野焼き再開実行委員会」の場合

※当該牧野は現在も「機能中」ではあるが、10年間野焼き出来なかったエリアを実行委員会形式で再開した参考事例として紹介

経緯・目的

- 当該エリアは、村の草原を象徴し、重要文化的景観や世界遺産登録を目指す上でも欠かせない場所であるが、熊本地震以降、野焼きの中断により草原の荒廃が進んでいる。
- 担い手不足や地割れの影響で地元単独での再開が困難なことから、関係団体が連携した実行委員会を設置して、持続可能な草原保全のモデルケースとして、野焼きの再開を目指す。

事務局

南阿蘇村農政課（村長：委員長および火入れ責任者）

参画主体と役割分担

南阿蘇村★	全体管轄、防火帯の整備、必要資材の準備、交通誘導 & 報道規制、記録
環境省★	財政的支援、当日の交通誘導 & 報道規制
熊本県阿蘇地域振興局★	財政的支援、当日の交通誘導 & 報道規制
グリーンストック★	野焼き支援ボランティアの派遣（事前の防火帯の草寄せ支援、当日の火消し支援） 必要資材の貸出
地元集落関係（7団体）★	現場の火入れ & 火消し、現場の指揮・指示、事前の助言
地元消防団等	現場の火消し

★は実行委員会の構成団体



©環境省



「自分達が主導して草原を管理していくことは難しいが、後世に阿蘇の誇りである草原を残したい」という牧野に対する、有効な対応策は？

➡ 課題解決に向けて、それぞれの主体がどのような役割を担えるのか？

- ・現時点で、草原の管理や利用の権限を有している**牧野組合**や**集落**
- ・様々なマッチング施策を管轄する**国**や**県**
- ・多くの牧野の所有権を有し、草原が育む様々な生態系サービスを最も多く享受している**市町村**
- ・草原再生に取り組んでいる様々な**民間団体**や**企業**

➡ 全ての「非管理利用牧野」や「管理者不在牧野」での対応が現実的ではない中、どのようにメリハリをつけるべきか？

(入会権関係の引用・参考文献)

- 熊本県（1964）：阿蘇原牧野入会権の実態と今後の展開方向　－阿蘇原牧野入会権資料集－。
- 横川洋（2020）：「生業と生活」像の探求：文化的景観、コモンズ、及び社会的共通資本としての阿蘇草原の鍵概念として（山内良一教授退職記念号）：熊本学園大学経済論集26巻1-4号,29-56.
- 松木洋一（2011）：最近の牧野組合の入会的利用の動向と経営再建（1）　－「市民パートナーシップ入会権」論の検討－：畜産の研究65（10）,975-978.
- 松木洋一（2011）：最近の牧野組合の入会的利用の動向と経営再建（2）　－「市民パートナーシップ入会権」論の検討－：畜産の研究65（11）,1076-1082.
- 松木洋一（2011）：最近の牧野組合の入会的利用の動向と経営再建（3）　－「市民パートナーシップ入会権」論の検討－：畜産の研究65（12）,1166-1170.
- 佐藤ゆきの（2001）：熊本県小国町における共有牧野・共有林利用の変遷と住民の環境観：地理学評論74A-2,63-82.
- 八尋宜子（1986）：報告2　入会林野の土地利用に関する一考察　－熊本県阿蘇郡産山村を事例に－：林業経済,20-24.
- 春田直紀（2000）：阿蘇地域の原野入会慣行の歴史的変遷　－阿蘇社領湯浦郷の調査成果から－：阿蘇グリーンストック研究会報告書,27-31.
- 関司直也（2004）：入会牧野の縮小・潰廃過程と再編の可能性　－阿蘇地域における牧野組合を事例として－：歴史と経済第182号,21-31.
- 青嶋敏（2021）：入会権と不動産登記　－入会権の登記能力と入会権登記の多様性を中心に－：入会林野研究No41,16-26.
- 斉藤政夫（1961）：解体期にある牧野入会権の諸類型：島根農科大学研究報告第9号A-3農林経済学,43-52.
- ヴィルヘルムヨハネス（2021）：阿蘇の景観と地域社会：ランドスケープ研究84（4）,368-371.